

第4回那珂市住民投票条例検討委員会 会議録

1 開催日時 平成26年10月16日(木)午後1時30分から午後4時50分まで

2 開催場所 那珂市役所議会棟 全員協議会室

3 出席者

(1) 委員

吉田勉委員長、庄司元次郎委員、菊池賢一朗委員、高村忠夫委員、
篠原恵子委員、長岡恵子委員

(2) 事務局

市民生活部：部長 秋山悦男

市民協働課：課長 中山悦男、課長補佐(総括)根本実、
課長補佐(市民活動グループ長)加藤裕一、係長 照沼克美

4 欠席者

(1) 委員

馬渡剛副委員長、鈴木富士雄委員

5 傍聴者 1名

6 会議内容

(1) 開会

○事務局

それでは、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。
定刻を過ぎましたので、ただ今より、第4回那珂市住民投票条例検討委員会を開催
させていただきます。

開催に当たりまして、委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。

(2) 委員長あいさつ

○委員長

今日はですね、事前にご連絡したように、テーマがですね、今日で一旦区切り、
すべての論点に及ぶということもありまして、時間を少し延長させていただくとい
うことをお願いして、おおむね3時間ぐらい、途中休憩を入れまして、やらせてい
ただきたいと思っております。

そういうわけで、前回までの議論と引き続き積極的なご意見をいただきたいと思います。
います。

それから、副委員長とですね、それともう一人、A委員ですね、欠席のようです

が、少数精鋭で積極的にやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(3) 協議

ア 検討2 投票の請求（資格者）及び発議について

○事務局

はい、ありがとうございました。

それでは、設置要綱第6条第1項の規定に基づきまして、これからの進行を委員長にお任せいたします。

委員長、よろしく願いいたします。

○委員長

それではですね、前回第3回目になります、決定ないし、協議した事項についての簡単に確認というか、おさらいをしたいと思います。

まず、前回はですね、防災課とそれから市民協働課の方で事務局的にですね、原発再稼働までの流れと安全協定の見直し、あるいは市町村合併までの流れなどにつきまして、重要なテーマでもありますので、テーマ候補になっておりますので、そういったことで具体的に教えていただいたわけです。

その後、検討4ですね、成立要件につきまして、2回目から引き続き議論をさせていただいて、若干委員の中でですね、意見が変わった方もいらっしゃる、これは非常に協議の中で、いろんな意見があったので非常に良いことだと思いますが、ただ意見の最終的にですね、成立しなかった場合に開票作業するのか、あるいはしないのかってことについて、8人の中で4対4に分かれております。

それで、あと併せて、成立要件そのものが要らないんじゃないかっていうことは、私と副委員長はそういう意見を持っております。

皆さんはちょっと異なった意見でしたが、前回それで時間がかかりかかりましたが、そういう状況を踏まえて次の検討課題に移行させていただいたわけです。

それは5回目以降にですね、成案ってというか、原案ができてくる段階でもう一度議論しても、またいいんじゃないかということで、見送っているところがあります。

それから、検討2ですね。

それから、投票の発議者ですが、住民・議会・長、議会と長はどうかっていう意見もありましたけれども、おおむね皆さんのご意見としては、住民はもちろんですが、議会と長も入れるという、三者を入れるというようなことで請求者に加えてはどうかということで、おおむねまとまっております。

それから意見がまとまらなかった部分ではありますが、住民のですね、請求数。3分の1から50分の1と法定ではなっておりますが、その間のどの辺りがいいかっていうことにつきまして議論いただいて、おおむね合併協議会が否決された場合の、設置のための合併特例法では6分の1というのがありましたので、それに準じた形で6分の1という意見を言っていた方がいらっしゃいますが、D委員

については3分の1で、もうちょっと厳しくした方がいいんじゃないかという意見がありました。

それから、議会については通常の、これどこの自治体でも、おおむねこれはほとんどそろっておりますが、12分の1の議案を提出していただいた、議員定数のですね、12分の1の賛成で提案していただいた上で、出席者の過半数で議決すると、通常の議決の議案と同じような形で請求行為を確定するというようなご意見がありました。

おおむねこれは皆さんの意見だったと思います。

それから、これもちょっと皆さんの意見の中でかなり協議が整わなかった部分がありますが、長の発議に対する規定ですね。

何らかの制約を設けるのがいいかどうかということについて、何らかの制約を設けなくていいんじゃないかって意見もあれば、一定の長の場合は、議会中心ですから、間接民生制の二元代表制の中でもですね。

その中で、長が議会を言ってみれば、経由した形で直接住民とやりとりしてしまうのはどうかという懸念もあるわけですね。

その辺りについて何らかの制約を設けてはどうかという意見がありまして、その制約の中身については、今日また改めて議論することになっております。

あと併せて、C委員の方からは時間を増やしてですね、もう少し検討の時間を余裕を持ってという意見がありましたので、そういうことに基づいて、今日は3時間というふうに設定させていただいたわけであります。

ということで、今までの流れにつきましては、何かご質問ありますでしょうか。なければ、早速ですが、本日の、前回から引き続きですね、前回の資料をもう一回お持ちいただいたと思いますが、検討2ですね。

これは、長に対する制約ですか、ここから議論させていただきたいと思いますが、まず、皆さん方のご意見、前回から時間がたちましたので、改めてお考えになった方もいらっしゃると思いますので、ご意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

すみません。あれですね、請求者については、住民の請求数の割合という論点と、それから長に対する制約という論点、二つありました。

すみません。ではまず、住民のですね、請求割合。

署名数の請求割合をどうするかっていうことで、改めて議論させていただきたいと思ひます。

先ほど言ひましたように、6分の1とか5分の1辺りの意見がおおむねあったんですが、もうちょっと厳しくした方がいいという意見もあったわけですね。

その辺りでいかがでしょうか。

D委員が3分の1ということでご意見いただきましたが、何か意見ありますか。

○D委員

他の文献をいろいろ見させてもらったんですが、やはり3分の1は厳しいですね。

そういうことで、私の発言、3分の1ということで発言はしたのですが、その半分ぐらいで。

というのは6分の1ならば、那珂市で言えば1万人以下ということになりますので、そういうふうに変更したいと思います。

○委員長

分かりました。ありがとうございます。

検討いただいて、少しご意見が変更になるということですが、皆さんいかがですか。大体5分の1から6分の1ということでしたが、特に、どうでしょうかね。

何か意見ありますか。

はい、E委員。

○E委員

私は、結論は5分の1と考えました。

この間は、5分の1か6分の1と言ったのですが、何をモデルにしたかっていうと資料の検討2の79ページに、厚木市のちょっと解説があるんですけど、人口は22万でこことちょっと違いますけど、比率で決めるとすれば参考になると思って、ここで何で5分の1にしたかっていう理由が書いてあります。

3分の1というのは、市長などの解職請求のときには3分の1以上の署名。それで、6分の1っていうのは、合併協議会設置のときの住民投票の署名数。その間を取るっていうことをこの市は考えたんですが、私もそれが妥当だと思って、5分の1か4分の1と考えたんですけど、那珂市の人口を考えてみると、やっぱり5分の1ですと9,200人なので、その辺がいいのかなと私は考えました。

○委員長

はい、ありがとうございます。

5分の1か6分の1になるわけですが、5分の1でいいのではないかと。他市の事例から見て、人口規模的にそれほど大きくない那珂市でもありますので、6分の1というよりも、ここに書いてありますように、まさに厚木市の説明ですね、非常に説得力のある説明だと思いますが、その辺りいかがですか。

もしなければ、おおむねそれでは5分の1という意見で、この時点ではよろしいですか。

もし、E委員以外で6分の1をもう一回押す方がいらっしゃらなければ、いかがですか。

はい、よろしいですか。

では、よろしいですか、この時点で5分の1と。

ちょっと6分の1が多いんですけど、5分の1というのも意味があると思いますが、よろしいですかね。

はい。

この時点の、第4回目の委員会においては、5分の1というのがふさわしいんじゃないかという意見が占めているという状況で成案の方に結びつけて、また改めて少

し考えて、先ほどのD委員のように、熟慮してまた変わる可能性もなくはないと思いますが、一応この時点では、そういうことでお願いしたいと思います。

それでは次ですが、もう一つの論点でありました、長に対する制約ですね。

これについて、その後のお考えなどがありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日、副委員長はいませんが、副委員長は、そういうのは一切要らないのではないかというような意見でありました。

○委員長

はい、D委員。

○D委員

私は、長単独でできないということではないでしょうが、やはり長と議会は、両輪になってますから。

○委員長

はい。

○D委員

必ずチェック、どちらも牽制し合うということで、同意を得るといふふうに、私は提案したいと思ひます。

○委員長

長が請求はできるのですが、長が請求するときは、議会の同意を得て、という手続を入れるということですね。

○D委員

はい、そうです。

○委員長

という意見です。いかがですか。

この資料ですか、一番今議論になっている部分分かるものありましたか。

○事務局

検討2の資料の22ページから22、23、24、25、26、27と、52の常設型住民投票条例における発議要件等をまとめてあるものがございます。

その中で、この長のところですね、長のところにマルが付いているのが、長が発議ができるということです。

その下の段に、いろいろ書いてあるんですけども、議会との協議を経て発議とか、議決と書いてあるのが議会の議決が必要だというような意味で書いてあるものがございます。

○委員長

はい、ありがとうございます。

そういった資料を参考にさせていただきながら、ご議論いただきたいと思いますが、D委員の方は、いわゆる制約は議会の同意、同意ってことは議会は議決しなければならぬわけですね。という趣旨のものでありまして、ほかの自治体を見ると、

議会を絡ませると、議会の意向を確認するという手続と、あと、外部もですね、この前も議論がありましたけれども、外部の機関、有識者の機関を使ってその意見を聞くというのと、あるいは逗子市のように附属機関の承認、附属機関というのは、長の、執行機関である長がですね、何か参考にするためにいろんな委員会等を作りますが、いわゆる附属機関ですね。

こういう意見を聞くというパターンと、大きく分けて、議会の意見を聞くのか、外部の有識者の意見を聞く、有識者の中には住民も入りますが、そういうことを聞くのかという二つに分かれるようです。

いかがですか。

D委員にちょっと確認というか、お聞きしたいと思うんですけども、長がですね、議会の議決を経て、請求できるというのはですね、基本的には、長は住民投票条例、個別型ですね、条例を作るのと同じ手続なわけですね。

例えば、何もない状態で、原発の住民投票をやりたいと長が発案して、議会が議決すればできちゃうわけですね。

これは常設型がなくてもできちゃうんですけど、それと同じようなことになってしまいますが、それでもよろしいですか。

○D委員

それでも同じように、住民の選挙で選んだ議員なのでしょうが、発議の時点が変わってきているということなので、再確認の意味で、住民の意向を持っていくということですね。

○委員長

住民の意見は、住民投票で聞くのですけども、住民投票を実施することについて、住民の意見を聞くということではないですね。

○D委員

違います。はい。

○委員長

いかがですか、ほかの皆さん。

○委員長

はい、C委員。

○C委員

市長が住民投票をやりたいというようなものは、いろんなものがあると思うんですけども、例えばその中で、議会の承認。

本来であれば、議会の承認なしに、自由な立場で市長はできればいいと思うんですけども、そうは言っても、市長の資質とか、どうなるか分からないので、ある程度の制約が必要だけれども、議会の議決となれば、例えば、市長と市議会の意見が一致しないようなものについて、では市民に聞いてみようというときに、市民に聞くルートがなくなってしまうと思うんですね。

そういった場合に、これ 11 ページに川崎市、規模が全然違うんですけども、

川崎市の1番下に「議会の議員の3分の2以上の者の反対があるときはこの限りではない」ということで、結局3分の1、議会の3分の1の賛成があれば、市長は住民投票をできますよということではないかと思うんで、こういった感じのところをベースにしたら、いいんじゃないのかなと私は思うんですけれども。

○委員長

いわゆる議決という、何もなければ過半数なんですけど、今のC委員は川崎市の参考をしながら、かなりの大多数の人が、3分の2の人が大多数とすれば、大多数の人が反対するときはやらないけれど、それ以外は請求できるようにしたいという意見ですが、いかがですか。

逆にですね、議会がやりたいときは、長は議会がやりたいことに関して、そのコントロールしたり、制約したりすることはできないわけですよね。

ところが、長がやる時は議会がコントロールするっていうことになるわけですけど、それでもいいんでしょうけども、その辺りも含めて、お考えいただければ。

はい、F委員。

○F委員

すみません。

資料の中の常設型で条例を持っているところは、ほとんど制約がないですよ。

○委員長

はい。

○F委員

私もよくよく考えてみたんですけれど、多分、市長に制約がないと、何て言うんだらう、無駄にいろんなものやってしまうからってということなんですかね。

○委員長

市長に制約がない例が多いけれども、その理由ですね。

○F委員

そうです。

○委員長

市長に制約を付ける理由ですか。

○F委員

そうです。

大方のところは、制約がないわけですよね。

○委員長

多いかもしれないですね。

○F委員

その中で、この那珂市の条例に制約を付けようっていうことが、この前ちょっと大方の意見で、自分も、そのときはそう思ったんですけれど。

その制約を付けるっていう、その理由っていうのを、はっきりお聞きしたいなと思ったんですけれど。

○委員長

分かりました。

地方自治法的にというか、何って言うんですか、現代の制度的に言うんですね、基本的には憲法でも決まってるんですけども、地方公共団体の意思決定というのは、議会なんですね。

憲法 93 条で、地方公共団体に議事機関として議会を置くという規定があります。つまり、地方公共団体で決定するのは、議会なんですよってことが憲法で書いてあるわけですね。

そういう前提で、それに基づいて、長は仕事を執行しなさいよってというのが仕組みなんです。

ですから、決めるのは議会、執行するのは長というのが 2 元代表制の基本原則ですね。

ですから、何でもかんでもすべて議会が決めるっていうんじゃなくて、ある程度の軽易な問題は長が自分で決定してもいいわけです。

ということ为前提で住民投票をやった場合に、すべて長が議会をスルーして、俺が聞きたいからこれっていうことで、かなり法的拘束力が仮にないとしても、事実上の拘束力のある住民投票にもっていった場合に、住民代表である議会、つまり地方公共団体での議決機関、議事機関である議会をないがしろにしてしまうんじゃないかという、そんな趣旨で、長については制約を設けてはどうかという形になっています。そんな趣旨であります。

はい、E 委員。

○E 委員

前回はこの件については、長に有識者の相談を受けるような組織を作ったと言ったんですが、私やっぱり基本的に副委員長さんと同じで、長は単独で誰の制約もなしに、もちろん議会もです。なしに発議できるということで。

市長は、そもそもそういう権限を持っていると思います。

那珂市の協働のまちづくり条例にも、市民投票の第 18 条には、市長はできると書いてあります。細かい条例は、その段階で、こういう投票条例を作ってからなんですけれども。

そこからしても、やはりこの投票条例に限っては、それぞれ住民にも議会にも長にも発議はあると、3 者にしたんですから、長は長で単独でできるべきだと、私はちょっと、考えを改めました。

というのは、過去の市長発議の市民投票において、ちょっと問題のある事例もあったかと思います。それを心配して、制約をつけようと考えたのですが、この時点ではあえて制約をつけず、単独でできることにして良いと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。

そういうことで、制約は何ら、何らですね、設けなくていいんじゃないかという意

見の方が増えました。

そういうことで、いかがですか。

そうすると、D委員の議決、あるいはC委員の3分の1、逆に言うと3分の2の反対がなければできるという意見、それから何ら制約がなくていいんじゃないかという意見、3つに分かれています。いかがですか。

○B委員

私もE委員のような考えで考えていたんです。

以前は前の話だと、市長にある程度権限があって、発議要件として、市長が単独でやるに当たっては、何らかの制約を与えるのがいいんじゃないかなと思ってたんですけど、よくよく考えてみると、確かに市長とか、そういう権限が与えられてる、そういうのも含めての権限かなというふうに思うので。

市長にも制約なしで、議会との議決うんぬん関係なく、発議できるのかなという感じがしました。

○委員長

要するに制約を設けない、E委員と同じ意見ですね。

○B委員

はい。

○委員長

はい、分かりました。

F委員。

○F委員

はい、すみません。

私も特に制約は要しないと、それで思ったんですね。

やはり個別の条例ではないので、常設型の条例なので、議会を通すってことになる時間もかかってしまいますし、やはり市長の権限で早急に対処したいっていうこともあると思うんですね。やっぱりそういうことを含めて、市長に制約を付ける必要ないのかなと思ったんですけども。

○委員長

そうすると、制約なしという、御三方そうなりましたが、D委員いかがですか。

○D委員

私は制約すべきだと。

○委員長

要するに、議会の議決が必要だということですね。

○D委員

議決はともかくですね、議会の方は、せつかく住民が投票して選んだ、一方の旗頭ですから。

その方の意見も聞かないとだめだろうと思います。

○委員長

意見を聞くっていうのを超えて、議決が必要だっていうこと言われてるんですよ。同意が必要だって言っているんですよ。

○D委員

同意がね。

○委員長

はい。C委員いかがですか。

○C委員

はい、私も理想は、皆さんのおっしゃっているような、市長の気持ち一つでというか、議会に諮らないでというのが理想なんですけれども。

ただ、全然これとは関係ないと思うんですけど、しばらく前に、どこでしたかね。九州の方で、市長が議会を無視して、市長の専権事項、何て言うんですかね、何かそういうので、どんどん。

○委員長

阿久根市っていうところですね。専決処分をバンバンやったというところがありましたね。

○C委員

ああいう例を見ると、ちょっと不安はあるんですけども、でも、私は御三方の言われたようなのが理想なんで、そういう方向でまとまろうということであれば、やぶさかではないです。

それで結構です。

○E委員

ちょっと言い忘れたことがあって、市長が単独でといっても、市長には、この市役所にたくさんのブレーンを抱えているわけで、執行部に部長さんもいて、課長さん、課長補佐さんとかそういう方たちの意見も、当然何かやろうというときは、庁議と言うんですか、諮りますよね。

まったく単独で、独裁型のそれをやるわけではなく、もし市長さんが何か1人だけ、そういう人たちから飛び出して「あれ」というときは、皆さんで、良識あるその配下の方たちが、いろいろ意見を言う機会もあると思うので、私たちはそこを信じて、市役所というところで、そういう人たちが全員、市を良くするために働いている人たちですので、そこを信用していいかと思うんです。

それに那珂市民というのは、今まで市長さんが1人でとんでもないことやっちゃったって、そんな人を選んできたことはないので、実績も市民としてあると思ってますので、特殊な場合は、そんなに心配する必要はないかと思います。

○委員長

ありがとうございます。

さっきE委員の方で、協働のまちづくり基本条例を引用されましたが、市長は住民投票を実施することができるという書いてありますけれども、これは実施主体である市長であって、発議をするっていう意味までは入っていないと思いますので。

それはそれとしても、理由は先ほどのような論理的な理由でしたので、はい。
いかがですか。

むしろ、私の個人的な意見を言わせていただければ、同意あるいは議会の議決までは、ちょっとバランス的に必要ないんじゃないかなという意見を持っていますが、ただ住民投票っていうのは、最終的な手段ということでもありますし、長が提案した際にですね、基本的に長は、提案するときとか請求するときに、議会に協議するというような規定を考えたんですけどもね。

それは何が問題になっているかっていうのを住民が投票する際に、長が一方的に言っているだけでなく、議会はそれをどう思うんだっていうのを公式的な協議で、これ反対してもいいんです。

やらない方がいいっていう議会の意見かもしれませんが、長はやれるんです、その場合であってもですね。

というような形にしていんじゃないかと、逆に言うと議会が発議する際も、長はそれに意見書を付けるとかっていうふうに、長の意見も逆に聞くっていうふうにした方が、長はどうなんだ議会はどうなんだっていうのが、市民に分かっていいんじゃないかと思うんですね。

そういうプロセスを明らかにすることが、この手続の中で重要なのかなと思いますので、そういう意見を私は持っています。

はい、どうでしょうかね。

○D委員

私も議決をもらうことではないでしょうが、長が発議をするときは、必ず議会に同意を得なくても、報告をして、あるいは同意を得て。

○委員長

今、私が言ったのは協議をすると言ったのは、そういうことです。

○D委員

長が、俺できるからやりたいんだということだけでは、困るということです。

○委員長

そうですね。

私が先ほど言ったのは、長はやりたいんだっていうのは、分かりますが、やりたいんだけど、議会はどう思ってるかって市民は知りたいはずなんですね。

市民は、議会が否決しても、やだっって言ってもいいし、いって言ってもそれはいいと思うんです。

それが分かった上で住民にかけるといふふうにした方がいいのかなっていう意見です、はい。

そういうこともあり、考えましたがいかがでしょうか。

それ、事実上協議をすればいいんじゃないかということなんです、条例で協議をするっていうことは結構大事なことなんですね、書くとならばですね。

それで、那珂市としてはそういうことで、市長の、今の市長はそんなことはない

と思いますが、そうじゃない市長であっても、そういう手続、民主的な手続がありますよって、条例で位置付けることが大事だと思いますので、私としてはそのような意見を持っています。

逆に議会が住民投票を発議する場合にも、市長は意見を求めることができるとか、あるいは市長に意見を求めた上で議決しなければならないとかね、そういう規定を条例に置くことで、バランスが取れた住民投票の発議のスタイルになるのかなと思っております。

ということですけど、どうですか、私のような今の発案というか提案ですけれども。

○D委員

私はそういう意見がいいと思います。

議決ということは要らないと思いますが、議会に必ず言ってからやる。

○委員長

言葉としては協議、同意は得なくてもいいんですが、協議という行政手続が結構あります。

協議して、議会は、あるいは協議に対して意見書をまとめて、決議するかどうか分かりませんが、意見はこういう意見があったと、大多数は嫌だって言ってるけど、いいんじゃないかという意見もありましたっていうのを作ればいいんですね、それを市民に見せればいいわけです。

それが協議の結果ということになります。

そういうことでいかがですか、ご質問ありませんか。

はい、E委員。

○E委員

今のお話に納得したので、意見を翻して、それの方が議会の方と後々うまく、相談かけておく形ですよ、まずね。

単独でできる権限はあるけれども、その方がうまくいくためには、感情的なところでね。

○委員長

はい、分かりました。すみません、僭越ですが、そういうことで。

この話題については、とりあえずそんな形で、一応、議会に何らかの形で報告・協議等を、協議という言葉になろうかと思いますが、今、D委員の言った報告ないし、そういったことも連絡といいますか、そういったことを一応関与させていただくということですね。

逆に議会の方も、市長の意見書みたいなものを求めた上で、議決するという手続も、立法的には検討してもいいのかなと思います。

それは後で、成案の中でもう一回議論していただければと思います。

次の議題でよろしいですか。

それでは、次はですね。検討2が今終わったんですよ。

すみません、資格要件は。

○事務局

資格要件が、年齢要件と国籍要件が残っております。

○委員長

前回説明いただきましたよね。

もう一回事務局の方で、説明をしていただいて、説明をお願いいたします。

○事務局

すみません、事務局の方から検討2の、前回の続きとなります。

投票資格者の要件等をご説明していきたいと思っております。検討2の資料の13ページをお開きください。

はい、それでは投票請求資格者及び発議（投票人）の投票の請求及び発議の続きですね、ご説明させていただきます。13ページをご覧頂きたいと思っております。

投票資格の要件には年齢と国籍と住所があり、それぞれに論点があります。

まず①の年齢要件でございますが、主に年齢要件、年齢は16歳、18歳、20歳の以上の三つに分類しているところが大多数であります。

16歳、18歳という未成年者をも対象にしている背景には、これからの自治を担う若者が投票を通じて市政に参加し、市民としての権利や責任を自覚するという将来の人材育成を期待する考えもございます。

次、16歳ですね、16歳と規定している自治体の考えでございますが、義務教育を終了しまして、社会人として働くことができる年齢であることや、市政における重要事項を対象とする住民投票には幅広く意見を聞くべきという考えに基づいている自治体がございます。

次にですね、18歳。18歳は日本国憲法の改正手続に関する法律いわゆる国民投票法というのございまして、これで、投票年齢を18歳と定められていることが理由として挙げられます。

ただし、国民投票法に関連しまして、公職選挙法の改正がない間は、年齢20歳以上のものが投票権を有すると、いうことになっております。

また、現在の日本の成人年齢選挙権を有する年齢は20歳。20歳ですが、諸外国においては18歳以上が主流であることも要因としてあります。

なお、主要8か国の日本以外の国はすべて18歳としております。

また、20歳と規定している自体の考えとしては、公職選挙法では、投票資格者の年齢を20歳と定めているため、この規定に準ずるということでございます。

14ページをお開きください。ご覧ください。

主要8カ国における年齢比較を表にしてお示ししております。

表のとおり、主要8カ国は日本以外、18歳となっております。

続きまして、次の下ですね、次の下の表は、本市の選挙有権者数、外国人登録者数となっております。

26年4月1日現在でございますが、選挙有権者数が4万6,186人、永住外国人、

これは後でご説明いたしますが、92人、18歳19歳の住民登録者数は1,060人となっております。

次ですね、15ページをご覧ください。国籍要件となります。

日本国籍を有する者については、当然、投票資格者であることですが、外国人を投票資格者とするかどうかについては意見が分かれているところでございます。

自治体によって考え方、取り扱いが異なっております。

その下の表の常設型住民投票条例における投票資格者要件の表をご覧ください。

主な市の外国人を入れるかどうかですね、自治体の判断によりますが、外国人は、特別定住者、永住資格者、3年以上の在留資格者に概ね分かれているところでございます。

16、17、18、19ページ、まとめてご説明いたします。まず、特別永住者とは、日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱したもの等の出入国管理に関する特例法というのございましてそれに定めるものとなっております。

例はですね、昭和20年の敗戦以前から日本に住み、昭和27年サンフランシスコ講和条約により、日本国籍を離脱した後も日本に在留している、台湾系及び朝鮮半島出身者と、その子孫の方々ということでございます。

永住資格者。次に永住資格者というのがございますが、これも出入国管理及び難民認定法というものがございまして、別表第2の上段の永住資格という在留資格をもって在留するものとなっておりますが、この例としましては、日本人の配偶者、日本人男性の奥さんとか、そういう方が永住資格を持っているということでございます。

那珂市は主にそういう方が永住資格者になっているということでございます。

続きまして、3年以上の在留資格者というものがございます。

これはですね、入管法では3年を超える在留はできず、それ以上の在留は更新が必要となります。3年以上日本に在留する者は、地域の課題を考えるだけの知識を有しているという考えに基づいております。

そこでですね、追加資料としまして、A4の横の表を作っているんですが、これをご覧頂きたいと思っております。

まず、那珂市の定住外国人という意味合いで、本日現在の16歳以上の者で市民課の方に聞いて、作成しました。

まず、先ほど言いました、特別永住者、という方が那珂市内26人いるそうです。それとあと永住資格者、先ほど言いました日本人の奥さんとか、そういう永住資格を持っている方が67名、それをもって、特別永住者と永住資格者をもって、永住外国人ということを規定している自治体がございます。

これは法的には何もないんですが、それを永住外国人というふうに規定している自治体がほぼこの規定の仕方をしております。

那珂市においては、永住外国人という方が93名、今日現在でいらっしゃるということでございます。

その右側の3年以上の在留資格者、この方は、今現在那珂市で38人、ほどいらっしやる、ということでございます。

在留資格者と言いましても、いろんな方が、芸術のために訪れていたり、研究のために訪れていたり、いろんな方がいらっしやるんですが、いらっしやった内容というか、要件の中で、1年だとか3年だとか5年だとかという規定がございます。その中で、3年以上の在留資格を持っている方が、38人、那珂市の中で、きょう現在いらっしやるということでございます。

先ほど言いました、永住外国人と3年以上の在留資格者を一緒にしたものが、定住外国人というような規定をしている自治体がございます。

定住外国人というのは、那珂市では、現在131人いらっしやいます。

続きまして、検討2の資料に戻って頂きまして、そして20ページをご覧ください。

住所要件になります。

地方自治法第18条に選挙権についての規定がございます。

これを受けて、住民投票条例でも、投票資格者を自治体内の区域内に住所を有する者と規定しまして、住所は居住期間ですね、どれだけ住んでいるかということについても、選挙権と同様の規定をしているところが大部分というか、ほとんどでございます。

なお、居住の判断材料としましては、住民基本台帳や外国人登録原簿、等の登録を基準としております。

また、住民の定義をどうするかによりますが、市外から市内の企業や学校に通勤通学する者を対象にするかということも、論点になる場合がございます。

しかし、これらのものを含めまして、投票資格者名簿を作成するには社員や生徒の名簿提出してもらうということが必要になりまして、様々な問題があることから、対象とすることは困難、ということになっております。

その下に、地方自治法の第18条を掲載してございます。

日本国民たる年齢満20年以上のもので、引き続き3カ月以上市町村の区域に住所を有する者は、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有すると、規定されてございます。

その次ですね、22ページから27ページまでは、全国52条例の年齢要件国籍要件の一覧を載せてございますので、後でご覧頂きたいと思えます。

続いて飛びまして、34ページをご覧ください。

投票資格者の要件の規定ということで、52の自治体の要件を区分させて頂きました。まず、日本国籍に限定してるのは、52自治体の中で24自治体でございます。

そのうち、満18歳以上、の引き続き3カ月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者が3自治体、としまして、公職選挙法の地方選挙を有する者という規定している自治体がございます。

これがですね、公職選挙法ですので、日本国籍を有する20歳以上の引き続き3カ

月以上市内に住所を有する者、という規定ですね、これが公職選挙法で決まっておりますので、公職選挙法の地方選挙有する者ということで規定しているのは 21 自治体でございます。

続きまして 35 ページをご覧ください。

(2) 日本国籍及び永住外国人と規定しているのは 12 自治体でございます。

(3) 日本国籍及び定住外国人という規定をしているのが 2 自治体、続きまして 36 ページ、(4) 日本国籍、永住外国人、及び在留資格者という規定をしてるは 12 自治体でございます。

第 37 ページ、(5)、日本国籍、定住外国人及び在留資格者という規定をしているのが 2 自治体でございます。

まとめますと、日本国籍だけと規定しているのが 24 自治体、日本国籍と、先ほどご説明しました永住外国人ですね。

特別永住者と永住資格者、と規定してるのは 12 自治体、日本国籍と、定住外国人と規定しているのが 16 自治体となっております。

以上、簡単にご説明いたしました。検討 2 の方の投票資格者の年齢要件、国籍要件、住所要件の説明をさせていただきました。

ご検討のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

はい、最後に確認なんですけど、16 自治体というはこの資料ですか。

○事務局

すいません、資料には載っていません。

35 ページ (3) の日本国籍及び定住外国人という自治体が 2 自治体ありまして、

(4) の日本国籍永住外国人及び在留資格者というのは、要は、定住外国人のことですので、

○委員長

そうすると 14 じゃないんですか、2 たす 12 だから。

○事務局

(5) の日本国籍定住外国人及び在留資格者という規定をしているところも、ございます。

そこが 2 自治体、で 16 と。

○委員長

すいません、わかりました。ありがとうございました。

複雑かもしれませんが、まずですね、住民のどうするかっていうことなんですけど、まず簡単のところから、署名をする住民と、それから、投票をする住民は一緒でよろしいですね、違うところは 1 市あるんですけど、それはたいして議論はないと思うので、それはいいですよ。

それはそれで、次の大事のところですが、まず年齢要件と外国人の方はどうするかということですね、

まず年齢要件について意見があればお願いします。

○D委員

事務局にお聞きしたいのですが、14ページの、主要8か国選挙権と成人でありますね、これはあの、成人と選挙権はみんなイコールなんですね。

その差がある外国はあるんですか、選挙権はないが、成人になっているとか、逆なことっていうのはあるんですか。

○事務局

申し訳ございません。そこまで調べておりません。

○D委員

日本も外国も選挙権と成人の年齢も同じに扱っているんですね。

○委員長

今はそうです。

○D委員

差はないよということですよ。

国が成人と認めている者も選挙権も与えますよと、ないし、与えないという国の方針、選挙権がそうですよね、成人になっていなければ与えませんとなっていますよね、

○委員長

日本では、成人年齢と、投票権が一緒になってますよね、はい。

○D委員

では、選挙権と成人が同じという考えならば、その辺住民投票も同じような考えでやって基本的には考えていけば、

○委員長

ですから今、D委員が言われたのは、資料でいうと、どこですか。

○D委員

14ページに表があるんですね。選挙権、日本の場合は20歳になってますね。

○委員長

ですから、34ページの規定の仕方としては公職選挙法の地方選挙権を有する者という意味ですか。

○D委員

はい。そういうことならば、日本の場合には、18歳という選挙権の話は出ないんですね。

○委員長

今後、国民投票などで出てくることになりますが、国民投票の関係で資料どこかありませんか。

国民投票がこれから満18歳になるという、4年後です。

4年後までには、差があるのかどうかは、あれなんですけど、D委員が言われたのを補足しますと、自治体においてはですね、今現在は20歳だけれども普通の公職選

挙法の選挙はですね、18歳に住民投票は下げている自治体も結構あるんですね。

そこをどうするかっていうこともあるんです。

○D委員

はい、そういうところは住民投票は下げている都市もあるとすれば一般の選挙の時はどうなんですか、と聞いたかったです。

○委員長

ですから一般の選挙は、20歳ですよ、はい。

その当りどうなんですか、一般の選挙とは異ならせたのがいいのか、一緒なのがいいのかという。

○D委員

異なると、次の投票行動とかなんか全部別にしなければならないですよ。

○委員長

そういうことになりますよね。

○D委員

ですから、それは私の方ではやりたくない前提があるんで、一般公職選挙法でいう選挙投票人が同じの方がいいです。

○委員長

同じにした方がいいという意見ですが、いかがですか。

はい、C委員。

○C委員

はい、第1回目の会合のときにもその話はちらっと出たと思うんですけども、だから、一般の選挙の投票とは引き離しとか、何かそういったことを使って、やりたいのが一つなんですけれども、まず大きなことは、住民投票っていうのは、今、私たちの生活のことよりも10年先50年先を見据えた、ことを決める話なので、私はできれば、多くの若者に参加して、やっていただきたいと私らみたいな年寄りだと十五、六だと子供だと思ってますけれども、本人達には本人達のしっかりした考えがありますので、なんて言うんですか。

国民投票法も18歳からというようなのも通ってますから、16歳というような若すぎるということであれば、成人とは、切り離して、18歳、将来の那珂市を背負う18歳から、やった方がいいかなというふうに私は思います。

○委員長

はい。住民投票のテーマ、将来的に影響があるものなので若い人も、と言うC委員の意見でしたが、いかがですか。

はい、F委員。

○F委員

私も18歳以上がいいと思っています。

やはり選挙ではありませんし、成人でなければ、投票できないというものでもありませんよね。

その、後で出てくる投票の期日をどうするかなんてことに、きっと関係しているので、ちょっとお考えなんだと思うんですけども、やはり将来自分の住んでいる地域、そちらの方にきちんとした考えは持ってる若者ってやっぱりいると思いますし、将来のために、きちんと考えてもらって投票してもらってことはすごく重要なことなのかなと思うので、私は 18 歳以上がいいかなと思います。

○委員長

はい。その他ありますか。

はい、B 委員。

○B 委員

はい、私も 18 歳以上がいいかなと思うんですが。

○委員長

はい。

○B 委員

今のちょっと若者の様子見てると、16 歳だろうが、18 歳だろうが、20 歳だろうが、ちょっと、考えの定まらないような感じの子もいるし、幼稚な行動するとかそういう者が多いんですけども、ある程度の市民としての自覚とかそういうものを持たせる意味でも、年齢的にはちょっとあれかなと思うんですけども、18 歳以上でも可能なかなと、知り合いのアメリカ人なんかも日本は閉鎖的な面が多いので、そういった選挙に関しても 20 歳以上でなくて 18 歳ぐらいから、うちの国と同じようにやってくれるかなという期待もあるみたいで、やっぱりそちらの方も考えて 18 以上でいいのかなと思います。

○委員長

はい。

いかがですか、その他の方は、はい、E 委員。

○E 委員

ずいぶん迷ったんですが、皆さんの意見をお聞きして考えました。

やはり今、B さんがおっしゃいましたように、18・19 の人に投票権与えてどれだけ行くかなっていう、まず心配がありました。

これはやっぱりなかなか、明るい見通しがちょっと持ってないんですけども、ただ一部、もちろんは 18 になった子はしっかり社会を見る力も持っている人がいることも確かです。

それからもう一つはこの事務的なことでね、外国人や 18 歳以上を入れるという、その心配もあって迷ったんですけども、時代の流れからいえば、やはり 18・19 歳に投票をしていただいて、いいかなと考えました。

○委員長

はい、ありがとうございます。

そうすると、D 委員いかがですか皆さん 18 歳、将来の若者ということで。

○D 委員

私は、将来のことはあるでしょうが、現状の那珂市の財政と、あるいはここ将来10年や20年の財政状況からいくと、この人口でいきますと、約4万7千人に対して千人ですよ。

○委員長

はい。

○D委員

該当外の方は、千人のために、

○委員長

何ページですか。

○D委員

14ページの資料見てるんですが、那珂市4万7千人ですよ。

投票できる、成人者ですから、当然ですね、公職選挙法にかかりますが、18歳・19歳の方は千人しかいないんですよ。

千人のために、選挙経費をかけてまで意見を聞く必要はないだろうと。

4万7千人の意見を聞いていれば、それほど千人がどうこうの話ではないだろうと、ということで、私は4万7千人を中心にやっていきたいと、

○委員長

そうですね、少ないから、大多数の人が成人が多い訳ですが、意見はそれでいいんじゃないかというご意見ですね。

また一方では、将来の課題について、若い人に政治参加意識を持ってもらいたいという皆さんの意見もあったので、ということですが、いかがですかね。

そのあたりは、今ちょっと、資料ですね、国民投票法に関連することで、資料お配りしていただいています。

今説明していただきます。

○事務局

はい、事務局から説明させていただきます。

A4表裏1枚で、資料を提出させていただきました。

この中でですね、国民投票の投票権年齢等の年齢条項に関する事項ということで、1番下ですね。1ページ目の下から2行目からですね。

改正法の施行後4年を経過した日、平成30年6月21日以降に、その期日がある国民投票の投票権年齢は満18歳以上となるものであること、ということになっております。

その裏面を開いていただきまして、マーカーで、括弧書きしてあるんですが、3行目ですか。

国はこの法律の施行後、速やかに年齢満18歳以上を満20歳、20歳未満の者が国政選挙に参加することができることとなるよう、国民投票の投票権年齢と選挙権を有する者との均衡等を勘案し、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を、講ずるものとされた。

ということになっておりますので、平成 30 年 6 月 21 日以降の、現在、どうなるかまだ確定ではないんでしょうけれども年齢満 18 歳以上の日本国籍の、方が選挙権を得るということになると思っております。

○委員長

すみません。

この手書きで、次の国政選挙 2016 年 7 月参議院から実施の噂があるというのは。

○事務局

すみません、そのお話もございまして、それは、2 年前倒しで平成 28 年ぐらいから、公職選挙法の改正も視野に入れて、国のほうでは、検討しているようでございます。

○委員長

この資料は年齢要件に関する重要な情報ですが、何かこれに関してまず質問ありますか。

はい、D 委員。

○D 委員

政府の方で今考えているのは、公職選挙法を変えるよ、ということですよ。私も公職選挙法が変われば、変われば変わるなりに、今度の住民投票も変わっても構わないと思いますが、ですから、公職選挙法とイコールでいいでしょうという私、意見です。

○委員長

はい、わかりました。

はい、そうすると公職選挙法がまず、これ、私も誤解があったら訂正していただきたいのですが、まず、この改正法が施行されたんですよ、26 年 6 月 21 日に。

改正法っていうのは、日本国憲法の改正手続に関する法律という法律があって、その国民投票はこうやるんだっていうのができたんですよ、その法律があって、初めて憲法 96 条で改正のことが書いてあるんですけど、改正を実施するための法律がなかったんでこれがそれなんですよ、そのために、そこに何が書いてあるかという年齢のことが書いてあって、今回改正になって 4 年後までに、4 年後経過したら 18 歳になると、これ自動的になるんですよ。

4 年までの間に憲法改正しようっていう動きがあって、国民投票を課せられた場合には、あくまでも 20 歳ということなんですよ、その裏側、そこまでいいですよ。国は、この法律の努力義務が課せられているわけですよ、努力義務というより、強い義務を課せられているのは、この法律の施行後、つまり 26 年 6 月以降速やかに 18 歳から 20 歳の方が国政選挙に参加できるようになるように、いろいろ考えて、法制的な措置を講じろよっていうことですよ、この講じる時期が、手書きで噂がある 2016 年 7 月という意味ですか、そういう意味ですか、

○事務局

そういうことです。

○委員長

ということは、逆に言うと、普通の選挙が2年後ぐらいに18歳になって、国民投票自体は、憲法改正の国民投票は20歳のままということになるんですかね。という意味ですか。

○事務局

そうですね。そういうことですね。

○委員長

逆に言うと4年間は、憲法改正するときは20歳以上なんですけど、4年後は18歳になるというのは確定したと。

裏側を加味すると、この4年間の間にも一般選挙の方は18歳になるっていうこと、必要な措置を講じろよ、と付帯決議になっているんですね。

ということで、そういうことですか。

逆に憲法改正の手续よりも一般選挙の方が若くなっちゃうっていうんですけど、そういうことですかね、この意味は。

○事務局

そうですね。はい。

○委員長

という前提でいかがですか今、D委員はあくまでもそういう流れがあるのはわかりましたということで、選挙が18歳になるというのは2年ないし4年後にはなりそうだといいことですよ。

それで合わしていいんじゃないかということです。

皆さん、他の4人の方は、それ以前のときから18歳の若い人に意見を聞いてはどうかって意見だったんですが、その意見はこの情報があつて変わりますか。

はい、C委員。

○C委員

これは4年後から国民投票は18歳以上になりますと。

次の国政選挙、4年後までに国政選挙についても、決まれば、18歳から選挙ができるよということで逆を返せば、いろいろな問題で、少年法ですとか、成人年齢の関係だとかいろんな法律が絡まって、この付帯決議がずっと長引くということも、勘案されると思うんですね。

そういった時にそれに引きずられることなく、私はこの法律とは切り離して、将来を担う、先ほども言いましたけれども、将来の人材育成というか、那珂市の若者、千人といえば千人なんですけれども、ぜひそういう人たちにも、今回の住民投票条例の権利を与えて、那珂市のためにやっていただきたいという気持ちで、これとは切り離して考えて、いいんじゃないかと思います。

これは今動いてる話であつて、次回の噂があるというのは噂であつて、4年後になっても決まらない可能性もある訳であつて、それがずっと20歳のまま、国政選

挙に準ずるということであればずっと 20 歳のままになっちゃうんで、それと切り離して 18 歳ということで、決めたいなと思います。

○委員長

はい、という切り離しの、ご意見です。

私、附帯決議といいましたが、これ改正法の附則ですね、法律上の義務が課せられているようです。附則で必要な法制上の措置を、要するに、18 歳から 20 歳の間の人が入れるように、法制上の措置を講ずることが法律の条文で附則ですけども、憲法改正手続法という法律が附則で書いていると、ということなので、間違いなく法律の義務が課せられているようですね。

○B 委員

ちょっと、お聞きしたいんですけれど。

○委員長

はい、B 委員。

○B 委員

これは 20 歳以上から 18 歳以上とした最大の理由みたいなのは、誰かご存じですか。

どうして 18 歳以上になったかっていうその経緯なども含めて、わかんないですよね。

○委員長

恐らくこれ、全世界的に 18 歳というのが多くなってきているという、流れもあるんじゃないでしょうかね、世界の流れから見て 18 歳以上にしようかなとするが一番の流れですかね。

C 委員からもありましたよね、外国の方があったということで。

というわけで C 委員は切り離してやってはどうかというか意見で D 委員については、法律の動向と一致させておいた方がいいんじゃないかというご意見ですね、はい。

○D 委員

何回も言うようですが、住民投票をやるのにも 1,300 万かかる訳ですよね。

○委員長

はい。

○D 委員

ですから、選挙は、当然 1 年間に 1 回選挙は必ずありますよね。

衆・参あわせた市議会までを含めた選挙というのは、毎年あるんですよね。

○委員長

はい、そうですね。

○D 委員

やらない年は一回もないんですよね、過去もなかったんですが、今後もないですよね。

任期が変わらなければ。

ということは、それにあわせて住民投票をぶつければ、経費はその分浮きますよね。

○委員長

それはまた後で。

○D委員

そういう考えもあるんで、選挙権と一緒にしないと、経費がかかり過ぎるよということですよ。

○委員長

経費の問題は外国人の方にも関係するんですけども外国人の場合は、最大で130人ですね。

こちら18歳・19歳は1,060人ということで、7・8倍違いますが。

そんなに、その有権者4万6,000人とプラス千人、あるいはプラス130人で、変わりますかね。

○D委員

前提としては、選挙がありますから、それに合わせて、住民投票やれば、経費はかからなくてすむでしょうと。

○委員長

要するに、C委員のように、切り離して、国政選挙でもまだ20歳になっていない状況で、仮に来年、那珂市で住民投票があれば、18歳を追加した場合に、余計に経費がかかるってということですよ。

○D委員

一般の選挙と別な日にやらないと、投票できないですよ。極端な話をすれば。

○委員長

それはまだ後で議論しますが、一緒にやったとしても、混乱するかもしれませんが投票所ですよ、事務局職員1人か2人追加して、18歳はこちらとかとかやって整理はできないことはないと思うんです。ただそれが経費がどのぐらいかかるか分かりませんが。

○D委員

那珂市の現状からいったら、わざわざあそこまでやっていう千何人の意見がなくてもいいでしょうと。

○委員長

わかりました。

46,000人で大多数の意見がもう聴取できるんじゃないかっていう、そういうことですね。

はい、いかがですか、大事なテーマですね。

はい、F委員。

○F委員

私はやっぱり18歳以上でお願いしたいと思っているんですけども、まだその

何ていうんですか、選挙の日と同じ日に必ずやりましょう、っていうのまたこれから話し合うところだと思うんですけども、結構20歳、以上の若者って割と那珂市から離れてる人が多いんですね、実は、だから、やっぱり将来の人材育成とかそういうのを考えたときに、たかが千人ではなく、千人もいる若者に、やっぱり投票権はちょっと与えてあげたいなと思うんですけども。

○委員長

はい、わかりました。

国の制度改正等を待たずに、ということですね。

○F委員

そうですね、行く行くそうなるのであれば、やっぱりその前に、経験しておくこともいいのではないかなと思うんです。

○委員長

千人が、たかだかなのか、千人もなのか、ということですよ。

D委員とF委員のご意見、意見対立というか意見が相互してますけども。

いかがですか、後で、今日、まず全部テーマやるので、期日の話も関係してくるかもしれないので、そこで、この議論、大体煮詰まっているんですけども、するということではよろしいですか、はい。

はい、C委員。

○C委員

先ほど18歳に、公職選挙法が、もう何年か後には変わるんだよというようなお話だったかと思うんですけども、これは、そういうふうにはなってるんですか本当に、なってないと思うんですね、

○委員長

もう一回いいですか。

○C委員

いや、この裏側の中で、附帯決議なのか、法律の附則の中で、書いてありますけれども、これはあくまでもこれから国会で決めていって決まるものだと思うんで、例えば、各政党ごとにとかいろいろ、18歳にすることによって、プラスの政党もあればマイナスの政党もあれば、そういった中で先ほど言ったように少年法も改正しなくちゃならない、成人年齢も改正、いろんな法律が絡んで非常に本当にこの18歳にすることが、選挙を18歳にすることができるのかというようなのも、ちょっと読んだことがあるんですけども、確定してるっていうふうには私はちょっと理解してなかったんですが。

○委員長

確定はしていないんですね、要するに、立法上の必要な措置を講ずるものっていう意味に、法律に書いてあるということですね。

これは今言われたようにいろんな意見・体制できない場合なんかも仮にありますね。

過去に附則で書いてあって立法上の措置が講じられない、個人情報保護法の制定なんかも遅れましたね。これに書いてあっても遅れたんですね。

それは、今C委員がおっしゃるとおりできない可能性もあります。

ということで、そこよろしいですか、この文章の解釈はC委員のとおりだと思いますので、また改めて議論いただく、期日の関係もありますのでね。

すいません、よろしくお願いします。

それでは、年齢も決まっていらないんですけど、外国人の方ですね、このあたり、いかがですか。

これも通常選挙と異なることで、これ逆に年齢以上に国政選挙とは異なる訳ですね、これについての移行措置についての国の方針がまだ全然出てませんので。

これもやはり、D委員の感じでいうと、130人ですけども、経費が言ってみれば、少しかかると、日本国民に限った場合と比べてですね。

これも、さっき言ったように、同じ日にするかしないかっていうのも関係あるかもしれないですね、はい。

という訳で如何ですか、外国人の方の取り扱い、以外なのは、全国的には外国人の方を入れているのは結構、そんなに少なくはないんですね。はい。

○C委員

すいません。

○委員長

はい、C委員。

○C委員

このね、住民投票条例、市長からの答申で始まったわけなんですけれども、茨城県では初だということで、そういった中でね、他の市町村よりも進んでいる那珂市。そういったのをね、アピールするわけではないんですけども、そういったオープンな形でやるという意味で、92人の経費がいくらかかるんだという話になった場合に、それよりも、外国人も含めて、不法労働者とかそういった人ではなくてしっかり考えを持った人も認めて、この人は永住外国人だよっていうの認めてるわけですから、そういった人も含めて、私は投票していただいた方が、いいのかなと、思います。

○委員長

含めては、どうかと。

どうですか、永住と定住がありますが、この図でいうと。

またご意見をいただくとして、どうでしょうか皆さん、含めてはどうか、というC委員の意見ですが。

○E委員

はい。

○委員長

はい、E委員

○E 委員

やはり住民投票ですから、那珂市に住んでる方っていうのを基本に考えれば、日本人か外国人か国籍を問う必要はなくて、永住外国人、あるいは、定住外国人も含めてですか、投票権を与えるべきだと思いますが、それにはやはりさっきの 18・19 歳の方たちを入れるかどうかで、議論があったように、お金の問題があります。私もそれを心配しないではないです。

ですが、これ投票のやり方を少し工夫すれば、同じ公職選挙法で市長選とか何かあったときに、これを一緒にぶつけたときに、那珂市内の投票所って 20 何カ所でしたか。

18・19 歳の方々と外国人の投票所は、市役所と瓜連支所ほか、行政 8 地区のコミセン等に限って設ければ、経費削減になると思います。

そうして、したい人はちょっと遠くても行くんじゃないかと思うんですよ。

どうしてもね、18 歳っていったら高校生も行きますからね。

ですから、そうして、経費のことも考えながら、投票の仕方をちょっとお金がかからないように工夫すれば、やはり時代の流れというか、その先端の方へ行くのは、やはり外国人も入れる、若者も入れる流れかなと思います。

○委員長

あと、確認ですけど、永住外国人も定住外国人も、地方自治法上の定義で住民とは、今 E 委員が言われましたように、国籍に関係なく、住民ということで行政サービスを提供しているとともに、住民税も頂いているんですかね、この方たちから。

○事務局

税もいただいています。

○委員長

ですから、いわゆる国政選挙、あるいは市議会議員選挙の投票権だけがない方たちという意味ですね。はい。

○事務局

すいません。事務局の方から補足させていただきます。

選挙の投票場の件ですが、当日の投票所は 26 カ所、期日前投票所は 2 カ所、その主な事務の従事者 114 名でやっております。

開票所は 1 カ所、開票の事務の従事者が 92 名程度、を使っております。

それはですね、検討 6、投票の実施時期という資料の 13 ページの方に、経費も載せております。

そこをご覧頂きたいと思います。

○委員長

引き続きご意見をお願いします。

○C 委員

すいません、事務局にお伺いしたいんですけども、お恥ずかしい話なんですけれども、この永住外国人とか、定住外国人もそうなんですけれども、日本人と結婚を

して、外国の方が日本人と結婚をして国籍が日本の人は日本人ですよ。国籍が例えばフィリピンとか、どこか、中国とかの人と結婚した場合の女性でも男性でも、そういった方は、永住外国人というふうにカウントされるんですか。

○事務局

日本人と結婚された外国人の方は、まず、この3年以上の在留資格者の方になりまして、当初は3年間で更新をするそうです。

それを何回か繰り返して、それで申請して、法務大臣が、認めればこちらの永住資格を取れるというような流れになるそうでございます。

○C委員

というと、日本国籍はとれないんですね。

○事務局

日本国籍は、帰化申請しないと日本国籍はとれないですね、日本人と、例えば外国人の方が結婚しまして、そのお子さんは日本で生まれたので、日本国籍がとれます。

○C委員

そうすると、日本人と結婚した外国人の方なんかはほぼこの中に入るというに考えてよろしいわけですよ。

○事務局

そうです。

日本人の配偶者の方、この67名ですか、永住資格者の中にほぼ入っております。那珂市で、主な永住資格者というは、そういう日本人と結婚した方が主な方でございます。

○委員長

その他ありますか。

ちなみに、特別永住者っていうのは、いわゆる在日韓国人・在日朝鮮人の方が多いんですけども、基本的に国籍とる気になれば取れる状況の方が多いですね。

いろんな意味でとらないという選択をしている方、この方は実は、公務員にも、今のところ、那珂市はなれないんですね。

おそらく、全国自治体ではこういう方を採用試験で、採用しているんですが、那珂市は、茨城県も含めて茨城県では一部自治体はあるかもしれませんが基本的には公務員になれないということですね、他の県では公務員になっている人は多いようですね。

そういう意味で、あと、投票権が違くと。それは違うわけですね、税金はお支払いいただいているといかがですか、D委員どうぞ。

○D委員

投票所を別にするという話があるということですが、一般選挙の場合は、一般選挙の投票所でやって、住民投票は、住民投票所でやるという考えですか。

○委員長

はい、E 委員。

○E 委員

私、さっきの話は公職選挙法で例えば市長選で一緒にダブルでやる場合を想定して、今、やっぱり経費の方も私も考えてますので、単独で住民投票はよっぽどのことでない限り、そういうのにぶつけた方がいいと思ってるんです、はい。

それでもやっぱりこの 18 歳以上と外国人を入れると、さらにその枠を別に事務的にとらなければならないですよ。

選挙権ないわけだから、それを 26 カ所の投票所がある中、全部にそういう枠を設けると最低でも 1 人か 2 人ずつ、人、別枠でとらなければならないでしょう？ちょっと、そっちの隅の方にと。

そうじゃなく、市内の何カ所かに絞って、そこを投票所ってその方たちには、投票所を指定してあげれば、いいのかなと。

場合によっては期日前投票、期日前投票のことも考えなきゃなんないんですね、やっぱりそのときは。

○D 委員

一般選挙で投票しますね、住民投票は賛否だけですよね。

その投票枠は違います当然ね。

その入場出来る方はこの中でやれるんだね。

やれない人だけ、別な部屋でやるということですか。

○委員長

よろしいですか、今の議論は後でまたやりましょう。

基本的に外国人の方をどうするかを言ってください。

言って、それ終わった後でまた選挙期日の話でそのときにやりましょう。

○D 委員

外国人も入るので、一緒にした場合は混乱してできないのではないかという考えです。ですから、別箇にしないと。

○委員長

技術的なことは置きまして、将来 18 歳云々という意見と同じような意味で、外国人の方に住民投票の重要なテーマについて意見を聞くような機会を設けたほうがいかどうかについてお聞きします。

はい、C 委員。

○C 委員

重ねたお話になってしまうんですけども、外国人に対しても、納税であるとか、法律を守らなくちゃならないとかっていう、義務もある訳なんで、やっぱり権利としてね、那珂市の将来像に加わっていける 1 人として、権利を認めてあげたいなど私は思います。

○委員長

はい、その他の皆さんいかがですか。

はい、F 委員。

○F 委員

私も外国人の方でも、那珂市に住んでいる以上はやっぱり住人だと思いますし、そういう方の意見をやっぱり聞くべきかなと思うので、私はやっぱり投票していただくべきかなと思います。

○委員長

はい。わかりました。

そうすると、D 委員以外の方がいかがですか。

B 委員はいかがですか。

○B 委員

私も永住外国人も含むということです。

○委員長

そうしましたら恐らく、意見が異なる部分もありますが、18 歳以上の話と、それから外国人の方の話については、大筋できれば積極的な意見が多かったんですが、D 委員の混乱するんじゃないか、あるいは経費的な問題があるんじゃないかということもあるので、後で後半休憩入れまして、期日の話と選挙運動の話が出てきたときにまた、関連でそこでもう一回やりたいと思います。

ちょっと、5 分ほどですね、休憩を入れさせていただきますので、3 時 6 分から 7 分まで、よろしくお願いします。

イ 検討 5 投票請求の制限期間について

○委員長

開会させていただきます。

静かにしてください。

それでは次はですね、検討 5 ですか。

検討 5 でいいですか、ここで事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。これも前回のできなかったものでございます。

検討 5 の投票請求の制限期間という資料をごらんください。

2 ページをご覧くださいと思います。

まず、再請求、発議の制限期間という概要でございます。

法律に基づく、地方自治法等の法律に基づく住民投票には制限期間についての規定はございません。

住民投票条例では、投票結果の告示の日から 2 年間は同一の事項または、当該事項等旨の事項について、請求及び発議をすることができないと定めている自治体が多いです。

このことについては次の理由が考えられる、となっております。

まず一つ目、明らかになった住民の意思はよほどの状況の変化がない限り、短期間

で変化することは考えにくいこと。

実施に当たっては、多くの労力と費用が必要となるため、短期間に住民投票が繰り返されると、自治体の財政に過大な負担が生じること。

三つ目、住民投票の結果は尊重されるべきものであり、短期間に行われる再請求は投票結果を否定するものであること。

という理由で2年間ということ規定されている自治体が多いようになっております。

なお、同一主旨の内容ということ誰がどのように判断するかの基準も必要となってきますので、規定に当たっては十分な議論が必要になるということです。

また、2年という期間については、議会議員選挙や、市長選挙が4年ごとに行われることから、中間となる2年を経過すれば、選挙の争点にもなりうる点を考慮し、設定されているものと考えられます。

続きまして、4ページをご覧ください。

参考としまして、52自治体について分類されております。

まず①番。同一事案について投票請求の制限期間を規定しないという自治体が3自治体ございます。

続きまして②同一事案について投票請求の制限期間を設けるという規定をしている、団体が49自治体ございます。

49自治体の中で、1年間という規定をしてるが3自治体、2年という規定をしているのが45自治体、3年と規定している自治体が1自治体、となっております。

検討5の投票請求の制限期間についての説明は以上でございます。

ご検討の方をよろしくお願いいたします。

○委員長

これは比較的、簡潔なテーマかと思いますが、1回住民投票が行われたと、行われても、例えば数年後にまた同じテーマで行われることも、なくはないですが、一定期間、制限を加えている自治体が今ご説明あった通りあるわけですが、そのあたりについて如何でしょうか。

1年とか2年とかあるようですけどもね。

○B委員

ここは制限期間を設けることがいいと思います。

○委員長

はい。設けるということですね。

○B委員

はい。

○委員長

はい。設けるという意見ですが、他に如何ですか。

○C委員

はい、すいません。

ここにも書いてあるように議員選挙の中間年ということで2年というのを設けている自治体が非常に多いようです。私も2年が妥当なのかなと思います。

定義なんですけれども、同一議案というものについての定義がちょっと、あまり良い例じゃないかもしれないんですけども、水戸市と那珂市と合併したいと、いうことをやって、じゃだめだったから、ひたちなか市と那珂市の合併はどうなんだと、そういうものが同一となるのか、多分、合併という大きなくくりの中で同一というふうに見るべきだと思うんですけども、そういった、定義がどうなのかなって、ちょっと一つの危惧があるんですが。

○委員長

はい。重要な指摘ですが、設けるという上で、同一事案の判断基準というか判断をどうするかと、同じようなテーマであれば、その条例上、同一とはこういうものだって書くのがいいのかどうかってのもあるでしょうけども、いかがですか。

はい、D委員。

○D委員

もし合併という定義になるのならば、どこで合併しようが、合併という案件は、同じでしょうから、一件として扱いたい。

水戸があつては、那珂市があるということじゃなく、水戸の合議をして、投票したとすれば、有効期限はともかく、再提案するには、その期間が過ぎてから提案する。

○委員長

例えば、仮に2年と設けた場合に、水戸と那珂市の合併があつて、反対されたと。

○D委員

だめだったら、次の年ひたちなか市とはいかんと、それは2年間は。

○委員長

合併という1くくりのテーマで認識するということですね。

○D委員

そういうことです。

○委員長

はい、という意見です。

前回の二者択一ということで、決まりましたが、そういう部分でてくる訳ですね、せっかくだから、水戸市と那珂市、それからひたちなか市と那珂市で、三択ぐらいやって、やった方がいいんじゃないかという意見もあつたんですけども、二者択一で決まったので、合併という、1くくりで決めちゃうということですね。

○C委員

その中で、同一案件という中がわかりやすい形で合併という例を出したんですけども、合併に限らず、何かちょっと目先を変えたような案件で、またやろうというふうなふうに提案する人、あるいはそういった団体が出てきたときに、例えば公職選挙法だと選挙管理委員会というのがあつて、これは認められませんか認めます

とか、あるのかなと思うんですけど、そういったものを。

○委員長

はい、もうそれは重要テーマっていうこととも同じなんですけども、重要テーマの判断だれがするのかっていうことなんですけども、あるいは同一テーマは同一かというのはだれが判断するのかっていうんですけども、基本的には制度上はですね、条例上は出てこなくて、代表者証明請求っていうのがあるんですね、今から署名活動するよと。

そのときに、証明書を10人とか20人に渡す際に、他自治体では重要テーマか、あるいは同一テーマかという判断をしているようです。それもし、同一テーマ・重要テーマでないとなれば、証明は出さないということで、ただそれでも争いがあるんですよ。

そういう判断は市長にないだろうということで。基本的に市長ですね。

規則でやっていますから、市長が判断しているのが多いです。

○C委員

はい、そういうことであれば、2年の、この形で、私はいいんじゃないかと思えます。

○委員長

はい、E委員。

○E委員

私も2年が妥当なのかと思えます。

住民投票があってから1年では、いくら何でも早過ぎて、4年を待ったのでは、社会情勢からいって、待ち切れないという、場合、2年をとるのが妥当だと思います。

はい、同一事案かどうかの判断、やはりこれは市長にかかってくるのかと思っています。

以上です。

○委員長

わかりました。

よろしいですか、基本的に2年っていう制限期間を設けると、しかも2年と、いう意見で。

これほかの自治体も同じところが多いですね。

ちなみに直接請求制度がありますけども、リコールとか解散がありますけども、選挙が終わってから1年間はできないってなっていますけどね。

今回の場合は2年間ということですね。

それでC委員の意見とか、D委員の意見の中に合併を例示にとると、どんなふうになりますか、合併という大きくくりで2年間はできないようにしたほうがいいんじゃないかという意見ですか。D委員の意見は。

○D委員

そうです。

○委員長

C委員はいかがですか。

○C委員

同じです。

○委員長

そうすると合併の枠組みを問うのを何回も何回もやるっていう相手が違うから違うものだ、じゃなくて相手が違っても、政策テーマとして合併というテーマで選択肢をぎりぎり十分議論して、最終的に決めるのであるからっていうことで、それを同一テーマというふうにくくるといえる意見ですか。よろしいですか。

そういったことを、例えば、合併については枠組みが変わったとしても同一テーマだっていうふうにして、テーマの絞り方は、長とか議会がよく協議して決めればいいんだっていうことを意見書の中に入れておくということにしますか。

大丈夫ですか、それ以外に似たようなテーマで同一テーマというのも中にあるかもしれない例えばという形でいれておきますかね、報告書の中にですね。

はい。というような考え方ですけど、特に何かありますか。

よろしいですか、これはそういうことで、2年と制限を設けると。

同一テーマの考え方は、幅広的に考えるような形になるということですね。

ありがとうございました。

それでは検討の6ですね。よろしく申し上げます。

ウ 検討6 投票の実施期日について

○事務局

はい、続きまして、検討6、実施時期についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

資料の2ページをご覧くださいと思います。

投票実施期日の概要ということでご説明をいたします。

① 住民投票期日について、住民投票期日については、準備に必要な時期を考慮した上で実施者が速やかに決定する必要があります。

準備に必要な期間とは、投票所、開票所の設置などに関する実務上必要とされる期間や、住民投票に不可欠とされる情報提供、各方面で議論が行われるための機関であると考えられます。

この場合において、住民投票を実施する旨の通知があった日から一定期間、例として30日を経過した日から一定期間、例として90日を超えない日の範囲内で定めることなどが考えられます。ここで、90日の範囲ということなんですが、期間の範囲は告示の日から起算して、30日を経過した日から90日を超えない範囲でという、規定が多いようでございます。

これは30日間は準備期間ということになります。90日を超えないというのは、投票日まで3カ月以上、市内の住所を有することが必要という規定がありますので、

一時的に投票資格者になることを目的とした転入を防ぐために、90日を超えない範囲、ということで規定している自体が多いように見受けられます。

続きまして②選挙等の同日実施について、事務の簡素化、経費の削減効果、住民の負担軽減、選挙の投票率向上等の向上等の観点から、住民投票を選挙と同日に実施するという制度設計が考えられます。

一方、必ず選挙と同日でなければならないとした場合、選挙が行われない、一定の期間がある場合には、住民投票の実施の時期が遅れることにより、市民の意思を確認する時期を逸してしまう恐れがございます。

なお、地方自治法に基づく議会の解散並びに議員及び長の開催にかかる住民投票や、市町村の合併の特例に関する法律に基づく合併協議会設置を求める住民投票については、選挙と当日に実施すること、またはしないことについて、特段の規定を設けてはおりません。

住民投票については選挙等の当日実施、住民投票の単独実施、あるいは、いずれも可能とする制度とすることなどが考えられます。

その上で、選挙との当日実施の場合における論点について、以下整理させていただきます。

3 ページをお開きください。

(1) 当日実施において考えられる利点でございます。

選挙と同日実施した場合、投票所、開票所を同一にすることにより、また、投票管理者、開票管理者等、兼任することにより事務を簡素化し、費用の軽減を図ることが期待できます。

選挙と住民投票をあわせて行うことにより、住民の負担が軽減されます。

住民投票との当日実施により、選挙の投票率を高める効果が期待できます。

(2) としまして、当日実施が選挙に及ぼす影響がございます。

投票率及び投票行動への影響は地方選挙の方がより影響が大きいと考えられます。選挙等の同日実施において住民投票に付される事案が争点となる場合には、4年間の市政全体を信託する選挙が単一の争点により判断される可能性があります。市議会議員選挙や市長選挙との当日実施の場合、投票の結果がその後の議員や市長の行動に拘束を与えるものではないですが、大きな影響を与えることが予想されます。

議員がある事案について反対と考えていても、住民投票の結果が賛成であれば、その議員が自分の考えを議会等で意見表明することが難しくなる可能性があります。同日実施の場合は、単独の住民投票の実施の場合と比べ、議員や市長の活動に大きな影響を与える可能性がある場合がございます。

続きまして、4 ページをお開きください。

選挙と同日実施とした場合の運用でございます。

例えば、戸別訪問については、公職選挙法に基づいて行う選挙では禁止されておりますが、住民投票では、住民間の十分な議論が必要と考え、住民投票条例で具体的

に禁止していない事態は多いです。

選挙と住民投票を同日に実施した場合、どちらの運動なのかを判断することは難しく、公職選挙法による取り締まりをすることもできない可能性があります。

また、住民投票の案件に対する賛否が市長選挙や議会議員選挙にも影響を与えてしまう恐れもあります。

そのため、実施経費を削減するため、原則選挙と当日実施としてる川崎市においては、公職選挙法その他の選挙関連法令の規則に違反する行為を禁止しております。

続きまして、5 ページから 11 ページまでは 52 自治体の投票資格者要件と投票期日の表記、当日投票の場合の規定を記載しております。

後でご覧いただきたいと思えます。

続きまして、12 ページをご覧ください。

那珂市における過去の選挙結果、投票率でございます。

まず、左側が那珂市議会議員選挙、右側が那珂市長選挙でございます。

直近の那珂市議会選挙、平成 24 年 2 月 26 日は、投票率 57.76%、右側の那珂市長選挙の直近の選挙、平成 23 年 1 月 30 日に行われたものは、50.77%でございました。

続きまして、13 ページの方をお開きください。

参考としまして、住民投票のコストということで、平成 23 年 1 月 30 日、市長選挙を基準に算出というよりも、市長選挙でどれだけかかったと、というような経費の内訳を記載しております。

住民投票にになった場合は、この経費と、かからない経費も、多少ございます。4 番目の委託料、ポスター掲示場とか、委託とか、その辺はかからない可能性がありますが、報酬の人件費等は、この程度はかかるのではないかなど、見越しております。

経費内訳としまして、合計 1,300 万円程度かかっております。

左側の市長選の概要としまして、期日前投票所は 2 カ所、当日投票所は 26 カ所、事務従事者 114 人、開票所は 1 カ所で、事務従事者が 90 人、投票方式は短期記入式で行った経費でございます。

続きまして、15 ページをご覧ください。

常設型の 52 自治体の場合になっております。

まず①の期間の範囲を定めるのみの規定としているのは、20 自治体、期間の範囲を定め、さらに選挙投票日と同日に行うことができる、という規定にしてるのは 3 自治体、③の期間の範囲を定め、選挙の投票日を変更できる（変更しなければならない）という規定にしてるのが 27 自治体、④の期間の範囲を定め、選挙以外の日でなければならない、という規定にしてるのは、2 自治体、でございます。

以上、検討 6、実施期日の説明を終わりにいたします。

検討の方よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

それではの期間期日ですね、の関係ですが、まず、1番大事なのは、実施することになった、あるいは、発議がありますね、あるいは、長が議会と協議して、やってくれと請求をします。

あるいは議会が議決して住民投票やっくれとなったその日から、どのぐらいの期間の間にやるのがいいか、ということですが、それなぜかっていうと、住民投票やるテーマが、いきなり住民が知らないで決まった場合は、そこから住民は一生懸命勉強しなきゃならない訳ですね。

その期間はだから1週間以内にやれなんてことはできない訳ですがそのあたり、全国の自治体ですと90日とかっていうのは多いようですが、そのあたりについてのご意見ありますか。

はい、E委員。

○E委員

はい。この点については、52自治体の事例から期間の範囲のパターンを全部ちょっと統計とってみたんですけれども、八つのパターンが考えられました。

1番多かったのが30日を経過した日から90日を超えない範囲、これが20市町村、その次に、多かったのが告示の日から起算して90日を超えない範囲と決めてるところが14市町村、あとは少しずつ少数派でした、ほかの6パターンはね、私1番この事例の多い数だからということではないんですが、30日を経過した日から90日を超えない範囲、これが妥当だと考えたのは、やはり市民への周知期間と事務手続で最低限30日は、投票日を置きちゃいけない。

そこから90日間での、60日の間は自由に決められた方が、公職選挙法のほかの選挙にわざわざぶつけるか、あるいは外すかっていうことが60日のうちで自由にできるようにしたほうがいいので、30日を経過した日から90日を超えない範囲、これが1番いいなと私は、これはちょっと自信持って言えます。

○委員長

はい、すでに分析されて、ありがとうございました。

どうですかね、30日経過した日から90日までっていう、オーソドックスな例ですかね。

よろしいですか。

特にご意見ありませんか。

その線で期日の期間はやらせていただくということですね。

それから次のテーマですけれども、30日から90日の間にですね、一般選挙、市長選挙、議会選挙などがあつた場合にどうするかということですね、これ自体いろんなコスト面あるいは投票率を高める面とか、問題意識の面、それから後で関係するかもしれませんが投票活動といいますかね、そういった面とかいろいろあると思うんですが、いかがでしょうか。

コストだけ、資料確認しますと、ページで言うと何ページでしたっけ。

13 ページですね、これはあれですか、その一般投票がなくて、住民投票だけやった場合にこれだけかかるということですよ。

○事務局

この程度という、参考までで細かくは書いてないですが、要は平成 23 年 1 月 30 日に市長選挙を行いました、その経費です。かかった経費でございます。住民投票やれば。

○委員長

住民投票やった場合じゃないんですか。

○事務局

すいません、算出はしておりません。参考までにと言うことで。

○委員長

ポスターの掲示場をやらないかもしれないですね。

○事務局

はい。なのではここからます 300 万弱は、けずれるのかなという、参考まででございます。まだ計算しておりませんが、

○委員長

例えば人件費などは同じぐらいかかりますよね。

○事務局

同程度かかると思っております。

○委員長

投票用紙の印刷などはかかる、それからあとは投票所借り上げ等が 20 何万、たいたったことはないですね。

○事務局

はい。

○委員長

800 万ぐらいでできるんですか。これ。

もしこれが仮に一緒にやればプラスで、これに係る経費っていうのはプラスになると、印刷代ぐらいですかね。

○事務局

すいませんシステム改修がございまして、18 歳以上とか、外国人を入れるとなるとお金がかかります。はい。

○委員長

わかりました。はい、コストは粗方そんな感じですよ。はい。

いかがですか。もう一回言いますと、30 日から 90 日は大体固まったんですが、その期間に一般選挙があった場合にその期日と同じにしたほうがいいのか、別にしたほうがいいのか、あるいは何にも決めないで、そのときの判断で、長ないし議会が協議して変更したりすることもできるようにしたほうがいいのか。

今、ここで決めてしまったほうがいいのか、あたりですよ。

はい、D委員。

○D委員

私の方では、投票行動がやらなければならないと決まって、それが90日以内の選挙があれば、それにぶつけてやっていただくと。

ですから、90日設定、30日以降、90日以内に選挙があるんならば、もう設定は選挙にしちゃうと、選挙の投票日の同じにしましょうと。

そうすれば一回で済みますよね。

それ以外はですから、それを外れた場合が、単独でやる投票になるだろうと。

○委員長

これは、資料のですね、5ページ6ページから具体的な例がありますよね。

これ、同日投票の場合っていう意味なんですけど、これ、どうゆう意味ですか。

30日から90日とやっているんで、同一投票の場合というのは、自動的に同じになっちゃうっていうことがあるんですか。これ確認ですが。

○事務局

規定の仕方でございますが、市長は、その住民投票、住民投票する日を定めた投票日に衆議院議員とか参議院議員の選挙とか、議会の議員、知事の選挙を本市の議会の選挙、長の選挙が行われるときは、投票日を変更することができるという、ナンバー9の大多喜市なんかはそういう意味ですね、

○委員長

すみません。わかりました。

○事務局

はい。

○委員長

資料は25ページ26ページあたりの例がそういう例ですね。わかりました。

八潮市とか厚木市などは、住民投票期日を決めた後に、本市の区域内で衆議院選挙とか県議会選挙などがあつた場合には、後追いで、選挙管理委員会が決めちゃうんですね。

そういうときには、決めた住民投票の期日を変更することはできるという意味ですね。

はい、ありがとうございます。

変更することができるから、変更しなくてもいい規定でもあるんですよね。

その辺でテーマによって分けたほうがいいテーマと、分けない方がいいテーマと、恐らくあるんだろうと思うんですね、必ず、住民投票と、一般選挙が一致しちゃういけない、あるいは一致しないきゃいけないじゃなくて、その範囲内でテーマによって、長が、これは分けたほうがいいんじゃないかというようなことを判断するので、こういう変更規定があるようになっているようですが、他の自治体の解説書なんかを読むとですね、ただ、D委員のように、必ず一致しなければいけない。そういう意見ですよ。

お金の面ですよね。

そこまでこの委員会で決めてしまっているのかですね。

それ、同じ日に決めた方がいいのは、コスト面だけですか。

どうですか、コスト面だけですか。

○D委員

そうです。

○委員長

はい、E委員。

○E委員

那珂市と人口が同レベルの9自治体の場合で、4つのパターンですか、ありますが、1番多いのがやっぱり4自治体の期間の範囲を定めて選挙の投票日を変更できるという規程にする。

これ変更しなければならないというのでは、ちょっとおかしいので選挙の投票日を変更できるとすれば、そのときの状況でもしなくてもいいと変更が可能にしとかないと、不便が出てくるんじゃないでしょうかね。事案によっては。

コストを考えるとどうしてもダブルでするんだと、それ以外はやらないということだと、住民投票が大事なことでやりますから、コストをかけても、やらなきゃならない単独でやる場合も、私は想定していいと思うんです。

だから、選挙の投票日を変更できると、いろんな可能性を広げておいた方がいいと思います。

○委員長

それは住民投票の期日を決めた後で、選挙が入ってきた場合に、選挙が入ってきた場合に選挙管理委員会は別な動機で勝手に決めますから、住民投票で決めた長が決めた期日を動かすことができますと。

○E委員

動かさなくてもいいし。

○委員長

動かさなきゃならないじゃなく、動かすことができますと。

○E委員

だから、ダブル選挙にすることも変更できますよね。

じゃ、知事選がその日にあるなら、例えばここの告示した、

○委員長

前提はまず、市長が決めた日が後で、一般選挙にぶつけられたら変更することができますよね。

○E委員

できるです。しなくてもいいってこと。

○委員長

最後に言われた一般選挙にぶつけることもできるということは一回決めるのに、

一週間後に知事選があったと、知事選の方にくっつけちゃおうということもできると。

○E委員

それできるんじゃないですか。この意味は、私はそうとっているんですけど。そしたら、その方が便利でしょうと、

○委員長

要するにぶつかったら、動くこともできるし、逆につけることもできると、そういう両面の変更がいいんじゃないかという意見ですね。はい。

後の、逆にぶつけないという例はあんまりないじゃないですか。

ぶつけられた場合に変更することができるって規定が多いですけど、自分からぶつかっていく規定というのは、ありますか、事例は。

○E委員

事例はわかりません。

○委員長

今、考えられたんですね。

○E委員

ただ、想定で、そしたらコスト考えたら何も1か月違いなら、そっちに、90日以内で、それが起きたら、変更した方が少し遅らせるとか、少し早くしても、コストが全然違うわけですから、二重にかかる訳ですから、近近で2つやる訳ですから、

○委員長

いいですか、規定で具体的に書いた方がいいと思うんですけども、17ページ見ていただきますか、17ページの銚子市の例を見ていただきたいんですけども、17ページの銚子市の例は19条2項で、住民投票の期日は、市内で、一般選挙が行われたときは、その選挙の期日と同一の日としなければならないというのがD委員の意見ですね。でいいんですよ。

だと、25ページあたりを見ていただけますでしょうか。

25ページの場合は、八潮市なのですが、第10条、90日以内でやると。

ただし、その日に選挙があるときは、投票日の変更することができるっていうのは、もう一つの例ですよ。

これに加えて、E委員の場合は、1回決めた投票日であってもその期間に別の選挙が入ってきた場合は、それとあわせてやること、という意味での変更もできるということですね。

その三つの考え方ですけど、いかがですか。

必ず一致させるという、E委員の意見もあれば、一般的にとられてるのは、後から一般選挙がぶつかった場合にはどいて、変更することができるという規定が通常ですよ。

それに第3の案は、それに加えて、E委員のように、D委員の目指すべきコストカッターのために合わせることもできるということですよ、この三つですか。

これ以外にないかな。

はい、D委員。

○D委員

ちょっとお聞きしたいんですが、住民投票やるのに、選挙はもう1年前に決まりますよね日程、大体ね、半年前には決まりますよね。

○委員長

そんなに決ままないですよ、日程って結構決ままないですよ。

○D委員

それは一順違うぐらいでしょう。

1週間違う程度の違いはありますが、例えば5月が8月になるというふうなことは、ありえないですよ。選挙というのは、一般的には。

○委員長

例えば今回県議会選挙12月にありますけど、あれが決まったのは、9月です。大体想定は、12月前後になるというふうに決まっていたよね。

○D委員

それは、4年前に決まったんですよ。

○委員長

任期で決まりますから。

○D委員

それはあわせて住民投票をぶつければ、県会議員が12月にはあるという想定してるんならば

○委員長

その中に、30日から90日の間に入れば。

○D委員

そこにぶつけると、

○委員長

それはそうですよ、はい、わかりました。

○D委員

選挙やって1週間後に住民投票をやるのはあり得ないということです。

○委員長

わかります。

はい、E委員。

○E委員

ただ、議会も市長選も知事も、4年に1回ですよ。

4年後の何月、わかるだろうと、いう話ですが、何事もなければそうでしょう。

ただ、リコールとかあったら、市長だって1年後には、違う市長ありますよね。

1年間はリコールできないんでしょうけど。そうすると、必ずそうとも、限らないから。

○委員長

確かに、住民投票を行う局面は、政治の局面ですから、リコールなんかもあり得るかもしれませんよね。

普通の平時よりは、住民投票を行う時代は、平時よりもちょっといろんな問題があるときでしょうから。

E委員の言った意見は、かなりあり得るかもしれませんよね。

どうですか皆さん、ほかの皆さんは、概ね三つぐらいに分けられるんだろうと思うんです、規定は置いといて、考え方としてですね。

後で、でてきますけど、コストの面だけか、あるいは投票活動なんですよ。公職選挙法で戸別訪問は一般選挙はできないですけども、同じ日にあった場合には、住民投票は何でもできるんです。通常はですね。

その辺で、まぎらわしくなったりして、いろいろ問題を起きないですかね、これ後の議題になってくるんです。

そのあたりのD委員の意見はいかがですか。

○D委員

現実的には混乱すると思います。

ただ、混乱しても同じような投票行動という行動は変わらないんで、最終的にはそれほど変わらないだろう。

○委員長

例えば、あるテーマで推進派の人は戸別訪問してますよね。

あれは某議員の一味だからみたいな話になって、いろいろトラブルみたいなのは特に那珂市の場合は余りないですか。

○D委員

そうしたことはならないと思います。

そのあたりも含めて、同じ期日でやっても差しさわりは余りないと、そういう意見ですね。

はい、いかがですか。

○委員長

はい、C委員。

○C委員

まず、選挙の期間、選挙期間とその30日から90日が重なった場合の話をしてるんですよね今はね。まず30日から90日、これはセットされたという前提です。

セットされた時に選挙がたまたまあったときの話をしてるんだと思うんですけども。

選挙がない期間だったら何も関係ないんだけどもそちらは通常に投票はやりますよっていうことですよ。

そちらまだ話にいてないのかな、選挙期間じゃないと投票行動はできないよと。

○委員長

まず住民投票期間が決まったんですよね。30 から 90 ですね、その間に何かの選挙が入ってきた場合の話ですよね。

あるいは入ってくるだろうって、わかった上で、30 から 90 となっていて、具体的な期日は1週間かなんかずれて、後でぶつかる可能性があるということですね。

○C委員

この中で、投票日を変更することができるというのは、後から国政選挙なり、何かの選挙が入ったときに、ダブったときに、住民投票の日を選挙の日からずらすことができるというふうに、多分これは皆書いてあるところはそうだと思うんですけども、E委員の方は逆に、経費の面からも考えた場合には市長の裁量で逆に国政選挙の日に合わせてもできるという話だと思うんですけども。

その場合に私はコストの話が大分出てますけれども、コスト面ばかりでなくて、重ねるといことはそれなりに、投票率を高めるとかっていうような効果もあると思うんですね。

○委員長

そうですね。

○C委員

ただ、公職選挙法に合わせるなりしなければ、川崎市なんかの例を見ると、4 ページですか。

川崎市の方のその住民投票の運動っていうのは、多分戸別訪問なんかできなくて、公職選挙法と同じようにやるよと。というようになってると思うんですね。そういうふうに合わせないと。

同じ日にやるのには、ちょっと無理があるのかなと思うんで、私はお金はかかっても、逆に、選挙と一緒にやった場合は、ずらすことができるというふうな方に、したいなと思います。

○委員長

ですから、そうするとD委員は那珂市の場合は、一緒にやってもそういう混乱は余り生じないんじゃないかと、いっているんですけど、混乱が生じるということですね。

戸別訪問をやっても余り影響ないんじゃないかっていうということだったんです。

○C委員

ですね。

○委員長

はい、どうですかそのあたり、具体的には公職選挙法の関係で、特別訪問、具体的にすると判り易いと思うんですが、余り影響ないという意見と、地元の状況がどうなのかわちょっと判りかねますが。

住民投票で動いてる人たちだなんていって、戸別訪問じゃない、公職選挙で特定の候補者をなんかやっているんじゃないかということは、そんなに問題なんないということですね。

はい、どうなんでしょうか。

もし戸別訪問、一緒にするのであれば川崎のように、住民投票であっても、戸別訪問禁止しちゃおうっていうのは、いいんじゃないかって、C委員そこまで言われたんですって。

そういうことですね。

そしたら、住民投票を高めるために、住民投票大事だよっていう人が個別に説明して歩けなくなっちゃうことになりますけど、それでいいですか。

○C委員

やっぱ困りますよね。

だから、私は逆に、そういうふうになっちゃうと困るんで、別にした方がいいと思うんです。

お金はかかりますけれども、

○委員長

積極的に合わせるって意見と、積極的に外すって意見と分かりますね。いかがですか。

はい、E委員。

○E委員

戸別訪問のことなんですけども、住民投票がもちろんしていいのは当然だと思うんです。

ぶつけて混乱するっていうのはわかるんですけど。だけどどっちにしても、選挙期間中は混乱するよと。

○委員長

ぶつけると混乱は生じるけれども、致命的な問題まではいかないだろうということですか。

C委員とはちょっと意見がちがいますけどね。

そういうことになったので、この際ですからさっき言った、18歳の話と外国人の話も含めて同日という話も加味して、最後になってきたので、まとめて議論していかがですか。

18歳と、それから外国人入れた方がいいんじゃないかという意見と、いや入れないという意見ありましたけども、それと同日ということですね、これ経費の面ですよ。

総合的に全部論点が煮詰まってきたので、どうかっていうことでいかがですかね。

○D委員

はい、外国人に投票してもらいたいという意見がありますが、それは経費がたくさんある行政機関であるならば、そのことを優先として別にすればいい訳ですから。

○委員長

さっきのE委員の意見ですね。

○E委員

投票行動とか違くするだけで、できますよね。

○D委員

ただ、現状から言ったならば、そういうふうには余裕言える程、余裕もないし、公職選挙法と年齢と外国人と一緒に。

○委員長

ワンパターンでやれるようにしたらどうかと。

限りなく一般選挙と同じように資格も同じ、日も同じ、外国人も国籍も同じように除外するという意見ですね、1番、一致させているという、言ってみれば、ちょっと狭くなりますけども、それはやむを得ないと。

その最大の理由はなんですか。

財政的なことですか。

○D委員

財政と、経費の面ですよ。

○委員長

そんなに一千何百万で、住民投票だけ、抜くと、さっき言った、600万から700万みたいですがそれでもあれですか。

○D委員

今の那珂市は、500万あると、我々がやってるまちづくり委員会、1年間の予算できるんですよ。そういうふうな経費までかかって、10年たてば何万人を雇ってますから、までかけてやるほどの行動ではないだろうと。いうことなんで、一本でいいんじゃないのということです。

○委員長

はい。わかりました。

そうすると、皆さんはD委員と異なって18歳まで入れた方が将来的に若い人に、政治参加していただきたいという意見、それから外国人もそれほど人数でもないし、税金も払ってるんだから入れていい、という意見。

そうすると、期日と一緒にした場合には、その人のためだけに何かやらなきゃならないことになるんですが、ただ期日を分けても、その部分はやらなきゃなんないんですよ。

別な人ですね、投票権ない人もやらなきゃならない。

そのあたりの全体的なバランスから考えた場合の結論的になるとどういうふうになりますかね。

皆さんのご意見としては、論点がありますよね、選挙活動が支障があったりすることもあるし、それでも大したことないと、実際には、事実上行われていたりする可能性もあるんで、あんまりその部分を重視しなくてもいいんじゃないかという意見で、期日と一緒にしてもいいのではないかという意見もあったようですが、問題だっていうC委員の意見もありましたし、C委員の意見は別にした上で、外国人と18歳の人も投票にいれるってということですよね。

○C委員

はい、18歳と外国人の人を入れると。

○委員長

入れてしかも別にすると、ただ別にすると、コストコストという話、私全くコストを考えてないわけではないんですけれども、このところはそういうことであれば、E委員が表現したように、市長にフリーハンドを与えておいて、変更できると。選挙のときにぶつけることもできるし、選挙から外すこともできるというふうに、投票日を変更することができる、というような形で、

○委員長

あとは市長の裁量でというのではどうかなと思います。

そういう考えをとっているところが多いようですけどね。

どうですか、必ずしも一致させなきゃならないというのは、D委員。

E委員も、それはできるっていうふうにしてるから、必ずしも一致させるという意味ではないんですよ。

それは、もう市長の判断で、D委員は必ず一致したほうがいいと。コストの面、あと一致させた方が投票率も高まるでしょうからね。

○D委員

投票率も全然ちがいますからね、那珂市の投票率60%ってないですから。

住民投票やると関心をもってあるいは80%なるかかもしれませんよね。

○委員長

コストの面と投票率の面で必ず近ければ一致させると、しなければならぬという意見です。

はい、E委員。

○E委員

それで、Dさんの意見で一つ不便なのは、住民投票やりたい事案があつて、やることになった。そこで60日間のどこにしようかって決めて、・・・・・・ちょっと待ってください。

意見があつたら言ってください。

○委員長

はい、B委員いかがですか。

○B委員

今までの話を聞いているとやっぱり、どちらにもこういう長所短所があるんですけど、例えばどういった、同一実施の場合には、D委員の言った費用の削減とか、あと何ですか、住民の負担軽減がある程度軽減できるとか、ありますよね、選挙の投票率が上がるとか、そういった可能性もあるんですけども。

やっぱりここを考えてみると、投票日も変更した方が、柔軟に考えていったほうがいいのかかと。

同一実施の良さよりもそちらの方が優先しちゃうのかなと、

○委員長

具体的にイメージしていただきたいんですけども、あんまりありえない話をして
いるわけなのか、そうでないのかってなると私わからないところがあるんですけど
も、毎年選挙はあるんですか。

○D委員

一般選挙は、那珂市の場合は、那珂市は過去の例から見ると毎年やっています。
県会、次の年市長選挙、次の年が、市議会議員選挙、今年で言えば、12月県議会で
すね。今年は県議会、来年は市長選挙。

○委員長

来年4月ですか。

○D委員

来年の2月、次の2月市議会、これ3年経ちますね、参議院必ずあるわけですよ
ね。

○委員長

この間に衆議院があるかもしれませんよね。

○D委員

ですから毎年選挙はあると。

○委員長

わかりました。

考え方ですけど、毎年那珂市においては一般的な選挙があるだろうというのはわか
りましたよね。

ただ住民投票は、30日から90日ですから、1年間のうちのどこかの2カ月なん
ですよ。

ということは1年に1回の選挙が2カ月の間にぶつかる可能性の方が少ないんで
すよね。

12カ月のうちの2カ月ですから、6分の1の割合しか、6分の1の可能性しか、ぶ
つかる可能性はないんですよ。

ただあんまり、逆に言うと6分の5の期間はないんですよ、重複することはないわ
けですよ、と考えられますか。

○D委員

年でいえば、毎年あるのは間違いありません。

○委員長

ですから住民投票は1年間のうちの2カ月しかありませんから、30日から90日
というのがありましたね、2カ月です。

○D委員

90日以内であれば選挙にぶつけてくれよと。

○委員長

ですから、ぶつかるかぶつからないかっていうのは6分の1しかぶつからないん

ですよね、可能性として、ですから1年に1回の選挙があるとして、住民投票やるとしたらどっかの月の2カ月間ですから。

○E委員

30日から90日ですから、2カ月ですよね。

○D委員

90日ですよね。

○E委員

最初の1か月はできないから。

○委員長

住民投票実施するのは2カ月間なんですよ。

その間に1年間に1回行われている選挙が入っちゃえば一緒に動かすことある。

入らない場合が多いんですよね。

○D委員

ぶつかる場合には60日を40日にしても、選挙とぶつけて下さいと。

○委員長

ですから、2カ月、6分の1の可能性のところに必ず一致させなきゃなんないと考えるのか、そのぐらいのもんだから、変更することができるっていうふうに裁量を求めるのかっていうことなんですよ。

その部分で、ぎりぎり一致させなきゃいけないと決めちゃうことがいいのか、そんなに6分の5はないんだから、6分の1のときはぶつかったらそれは、長の裁量でできるようにしたんじゃないかっていう。

そのときに、できれば一致させたいという意見を委員会として出せばいいんじゃないかと思うんですよ。

あるいは、できれば一致させない方がいいじゃないという意見。

○C委員

すいません。

すべて市長の裁量に任せて一致させるもいい、一致させないのでもいい、現行のままもいい、その3通りになるかと思うんですけれどもね。

それは、市長の判断に任せるということで、できれば一致させた方がいいとか、できれば一致させない方がいいとかっていうんじゃないなくても市長に任せると。

そんなことで、まとめるのにはそんなことかな。

○委員長

変更することができるという規定にしておいて、それで長に判断を任せるといいですか。

はい、F委員。

○F委員

私も基本的には融通性があつたほうがいいと思うんですね、必ずその同じ日に投票っていう形になると、何となく選挙がありそうなときに、わざとぶつけて、同じ

にするってこともできますよね。

○委員長

ありえますよね。

○F委員

そうすると、ちょっと、住民投票の意味合いからいうと、利用されそうな気もしますし、選挙の方に、戸別訪問にしても、私は住民投票の方ですっていう、名札をつけてまわる訳じゃないですよ。

そうすると、やっぱりそこら辺も難しいと思うので、ある程度融通性を持たせて、結構どういう場合にも、何ていうんですかね、できるような形をとった方がいいのかなと思うんですけれども。

○委員長

はい。そうすると、変更を決めた期日がぶつかった場合だったら変更することができる。

また期日を合わせることもできる、というふうにしますか、E委員の意見ですね。

○F委員

どちらもできるっていう形がいいです。

○委員長

あまり全国的に例はないですけれども。

○F委員

個人的にはぶつけてほしくないんですけど、やっぱりその経費の面とかそういうの考えるとそうなのかなと、ちょっと迷ってます。

○委員長

とりあえずその変更することができる。それを前提にして、18歳と外国人はいかがですか。

○F委員

そちらは入れていただいて、基本的に一緒にしたくないという気持ちであればそれは、とても簡単に済むことなのかなと思うので、あと、今選挙権を持ってない人も一緒に入れるっていうことについて、いろいろ細かい経費の問題とかそういうのがあると思うんですけれど、それがどこかで工夫すれば、何とかなるのかなと思うんですが。

○委員長

私も少しこんがらがってしまったんですけど、期日を分けるのと、一致するのと、18歳とそれから外国人はどういう影響になりますかね、どういうことになりますかね、つまり、一緒にした方が、一緒にしての方がどう考えてもコストは安いんですよ。

18歳を入れたとしても、外国人を入れたとしても一緒にした方がいいんですよ。D委員は、それになおかつ、除外した方が投票名簿とか、なんとかが一緒だから、コストがかかかないって言うてるんですけれども。

そんなに、18歳19歳をやる、それはさっきE委員が具体的にいただいた投票所を一括にするとかっていうことで対応できるんじゃないかっていうことなんですが、そんなにコストだけ議論した場合には、18歳19歳で1,000人ですか、それから130人ぐらいの外国人を入れるって、コスト的にそんなに多く変わらない気が私はするんですが、どうですか。

どうなんですかね。

もしそのことは余り変わらないのであれば、なるべく多くの人、あるいは将来がある人、あるいは住民として、お金を払って利益を得ている外国人の方も入れたほうがいいんじゃないかという意見があるとすれば、コスト的にそんなに変わらないとすれば、そちらの方が優先されるべきではないですか。

あるいはコスト的にもっと、全然違うんだと、2倍・3倍かかるということだったらまた考えなければならぬですけどね、

○D委員

そうすると、例えば18歳の人と、20歳以下の人ですね、と外国人の方別に全部、選挙投票用名簿を作るときゃなんないですよ、

○委員長

最低130人分ですね。

○D委員

事務局はかえって混乱するんじゃないかと。

○委員長

住民投票する人だけで132人の名簿作るわけですよ。

一般選挙はこの人は投票権ないわけですよ。

○D委員

一般で作ってあれば、どこへ出しても、一般選挙だから、同じですよ。

住民投票と同じ人ならば、

○委員長

外国人の方は、普通の知事選挙なんかできないわけですよ。

○D委員

だからその人は別で、先ほど言って別に、どこかまとめていただくとか何かだからってことです。理論的にはそれはできると思うんですが、現実に事務局で、やるときにはかなり、これは住民投票の現場。これは一般選挙とかえって混乱するのではないかと。

○委員長

事務局としてどうですかね。

実際、投票事務を行っている感覚でいかがですか、ちょっと特別ご意見いただきたいんですけど。

○事務局

はい、事務局というより、選挙管理委員会に事務の方をお願いするということな

と思うんですが、そうしますと、当然、選挙管理委員会のは、18歳19歳の日本人の方もそうですし、永住外国人も入れるとなると、それは当然システムも改修しなければならない、投票所も何か別に設けるか、26カ所に枠を作って、そこの人だけに、作らなければならない。

そこにつく人件費もかかるということで、当然選挙管理委員会は20歳以上の日本人が1番。

○委員長

そんなにコスト的にシステム改修とかそういうのも大変ですか。

○事務局

コストはですね、人件費等をして、正式に積算した訳では、わからないんですけども。

コストは人件費と同程度。システム改修で100万ぐらい、わかりません。

わかりませんが、百万円がかかります。はいそれぐらいだとは思いますが。

○委員長

外国人、入れるだけでかかりますか。

それとも、18・19歳の話ですか。

○事務局

そもそも選挙システムというものを選挙で使ってるわけで、そこに入れ込む、わけです。

そういうシステムは今のシステム上できませんので、プログラムを変えたり、住基情報を吸い上げたりします。そういうことがありますので、

○委員長

はい、あと、よくわかenらいいですけど、外国人を入れていない自治体の方が少ないですね。

入れなかった自治体の理由というのは、コストっていう理由が多いですか。

もし把握をしているのであれば、入れなかった理由を。

○事務局

すいません、確かですねコストの面も勘案して入れなかったところもございまして、外国人が少ない自治体とかは外国人までいれなくても、民意は反映できるのではないかと、ということで、入れていない自治体もあります。解説等で書いてあるところもございまして。

ちょっと、ここだというのはちょっと記憶していません。

○委員長

少ないからと、D委員の意見に先ほどありましたね。

集約されますね少ないから。4万6,000人と1,000人とか、4万6,000人と130人とかというわけで大多数はそういうことで、意見は確認できているということですね。

そうすると、期日の話とあんまり関係ないですね。

期日を合わせる話と、年齢を考慮する話はある関係ないですね。すいません。同じかなという認識もあったんで、一括して話させていただきましたけども、そうすると、今日1番重要な点ですが、外国人それから18歳19歳はどうするかっていう問題と、期日が合った場合に、ずらす、あるいは一緒にするっていうことっていうんですけど、あの方の話は、まずこれ年齢の話を置いとくと、E委員の意見に代表されるような意見で、できると。

できるということで、C委員がそれを補強するようなことでは言っていたような、裁量に任せて自由に決めてもらおうという意見ですね、その意見が、主流かなと思いますが、これについていかがですか。

D委員は、一緒にその90日以内に入った場合に合わせなきゃならないという規定をおけばいいんじゃないかということですか。

それとも、変更できるっていうことでもいいんじゃないかということですか。

○D委員

はい、1カ月後に住民投票やって、一般選挙は1カ月後にあるというふうなときには、3カ月の範囲内、一緒にやってくださいよということですよ。

○委員長

一緒にするということは、それは、変更することができるということでもできますよね、一致させなければならないということまで。

○D委員

ならないということまでは決定しないです。

○委員長

ということであると、そういう意見になりましたが、その部分はいいですか。つまりまとめますと、E委員の意見とC委員の意見を合わせたような意見で、30日から90日の間に一般的な選挙入った場合には、一致した場合にはずらすこともできるし、それから場合によっては、合わせることも、長の判断ですることができるみたいな形で、報告書としてまとめて、条文をどう書くかというのは、別の話ですけどもそういう趣旨でよろしいですか。

じゃその趣旨はこれで話が終わりまして、そこに関してはその投票活動についてはこれも、そういう、今それ決まった訳ではないんですけども、公職選挙法の違反行為が行えるかどうかということについても、それほど顕在化しないんじゃないか、D委員、E委員の意見で、それはずらしていいんじゃないかってC委員言いましたけど、少し意見変わりましたよね。

○C委員

はい、一緒に大丈夫みたいですね、聞いてると。

○委員長

そうですね。その部分はそれほど、ぎりぎりやることまでないんじゃないかということでもよろしいですね。はい。

そうすると後、戻っちゃいますけど、18・19歳それから外国人これについて、も

う一回、ここで論議したいと思います。少し時間があります。

○C委員

そもそも民主主義というものはコストのかかるもんだと私は思うんですね。それはある国みたいにトップが一発で決めれば、それに右倣えで行くんであれば、時間もかからないしコストもかからない、それから民意を反映するというのはそれなりの時間もかかるし、コストもかかる、それから多くの人の意見を聞く、多くの人というのは、若い人、18歳、外国の人ここでいえば永住外国人の話聞く。それは私としてはちょっとなかなか譲れないところでございます。

○委員長

はい、わかりました。

そのほか、いかがですか。

18歳19歳というのは、国の法律が4年以内に変更さうだっている可能性はあると、それに合わせた方がいいのではないかとというのが、D委員の意見ですが、合わせるまでもなくもっと早く、那珂市としては国際化に向けて取り組みを示すような意味でも、入れた方がいいんじゃないかっていう意見ですが、どっちがいいですかね。

国際化じゃないですね、これ若い人の今後のことですね。どうですか。

例えば、あれですね、F委員はいかがですか、その法律改正を待たずに住民投票の中には18歳19歳を明確に入れておいた方がいいというご意見ですか。

○F委員

個人的にはそう考えております。

○委員長

B委員はいかがですか。

○B委員

私も同じです。

○委員長

C委員も同じで。

E委員はいかがですか。

○E委員

はい、先ほどの意見とやっぱり変わらずに、18・19歳と外国人を入れる、その千何百万の経費の話が、それがこの事業をやるに当たって高いのかなんですけど、これ、とにかく那珂市の運命にかかわる重要事案をやるのに、千何百万である意味できるということは、私はそう考えるんです。

そういう金じゃないかと、家庭で使う千何百万とはまた違うという意味で。

さきほど、C委員が言われた、民主主義のコストですね。

重大事案をやるのに、これぐらいのお金は当然かかってしょうがないし、むだ遣いだと思えないんです。

○委員長

わかりました。

そうすると、今日2人いらっしゃいませんが、4人の意見はまた除いて、18歳19歳はぜひとも入れたい、それから外国人の方も、入れて、地方自治の主体でありますから、サービスの提供主体でありますから入れるという意見で、4人の方は固まったという感じですけども、D委員はいかがですか。

○D委員

18・19歳の方、意見を聞きたいということはわかりますが、現在的那珂市の今やっている自治会制度、この問題でもその方達は何を言っても参加してくれないです。現実には。

住民投票になったから、参加してくれとはあり得ない、無理なんじゃないかと。

○委員長

やっても投票しないんじゃないかということですか。それは関係ないだろうと。そういう意見と、投票権を与えたことで参加していただきたいと、という意見もあるわけですね。そっちの方に期待できないですか。

○D委員

それは骨子の問題になってくるんですね。18・19入れても結構です。ただ、那珂市の現状からいって、それほど大振る舞いするほどの財政でもないでしょうから、ここ10年ぐらいいね。なかなか広げたは、意見はほとんど聞けなかったではそれほど意味がないんじゃないんでしょうか。

○委員長

正面切ってコストが問題なので入れないほうがいいっていうのはなかなか言いづらいと思うんです。ただ、そのコストがどれぐらいかっていうこともあるんですけども。

○D委員

ですから、国の成人の20歳に決まってるんで、決まってる間は、それに合わしてもそんなに、早くやなくても、いいんじゃないかということです。

○委員長

その4人の方は、国の制度が4年以内に変わりそうだという、前提でも早目にやったほうがいいということですよ。

あるいはD委員のように、そこまでは、早目にやなくてもいずれなるんだからそれに合わしてもいいんじゃないかっていう意見についていかがですか、C委員いかがですか。

○C委員

私は4年以内にできるかどうかっていうのはわかりません。多分、出来ないんじゃないかというような、私自身は今の政治状況から考えてできないんじゃないかなと思ってます。なので、それを待たずに。

○委員長

将来を担う皆さんに参加していただきたいという意見です。どうですか。

○事務局

すいません外国人関係、外国人を入れる場合に、永住外国人にするのか、定住外国人まで含めるのか、その辺まで、決められれば、よろしくをお願いします。

○委員長

年齢の事は大方の方がそういうことで、D委員の意見も付記しますが、そういうことでコスト面よりもコストがどれくらいかかるか、ちょっと平行で、もしかしたら算出していただければお願いしたいんですけども、それよりもむしろそっちの方が、別な意味の方が大事だということ、その意見が大勢を占めたということなので、そのD委員の意見も付記させていただきますので、そういうことで、今の時点はどうですか。

○D委員

条例そのもののは先取りしているんです。那珂市はね。

○委員長

はい。

○D委員

ですから、それより、また先取りの先取りしてまでの那珂市の財政じゃないでしょうということですよ。

○委員長

わかりました。

あれですかね、事務局の方、大まかにどのくらいかかるかってわからないですかね。システム改修とか含めて。

○事務局

すいません。外国人入れるのか。外国人も、永住なのか定住なのか。

もしくは18歳以上にするのかを規定していただきまして、あとは投票所ですね、投票所当日投票の場合にどうするのか、場所を別にするのか、もしくは26カ所の中で区切ってやるのか、その辺まで決めていただければ、積算できますけども。大体でよければ、はい。

○委員長

はい、ありがとうございます。

そういうご意見ですが。

そしたら、もちろんですが、18歳にすれば外国人だけ20歳というわけにいかないから、同じになりますよね。恐らくですね。

そうすると、18歳19歳の話は、大方入れた方がいいじゃないかという意見が大方占めていると。

外国人の方はいかがですか。

恐らく4人の方はいい方向で先ほど言われたようですが、その中でも永住なのか定住なのか、この点についてご意見いただければと。

はい、C委員。

○C委員

結論から言いますと、永住外国人でよろしいかと思えます。

こういうこと言ったら上から目線みたいな言い方になっちゃうんですけども、3年間、先ほど聞いた事務局さんから聞くと3年間、いて、何か問題があれば、多分、こちらの永住の方には移れないのかなというふうに見たんですけども、3年以上日本にいて、日本の生活になじんで、当然働いたり、税金を払ったりしてるというような観点から見れば、永住外国人でいいかなと思えます。

○委員長

はい。この定住外国人の38人ですか。

3年以上の在留資格者を除くということですね。

○C委員

はい、そうです。

○委員長

その他ありますか。

すみません。

事務局に確認ですが、先ほどあんまり確認しなかったのですが、この38人の方と93人の方の決定的な違いはどこにありますか。

○事務局

まず、特別永住者というのも法律で決まってるもので26人の、特別永住者で朝鮮系か台湾系の子孫の方、サンフランシスコ条約で日本国籍を失った方はこれは変わらないというか、変えられないんですが、3年以上の在留資格できている、外国の方たくさんいらっしゃいます。芸術できている方とか、研修できてる方とか、その他もろもろいろんな用途で来ているんですが、その来ている用途で、その在留資格の要件が決まってまして1年とか、3年とか、5年とかという規定があるそうでございます。

3年以上の在留資格を認められるものは38名ということで、例えば、38名の在留資格、3年以上在留資格で、3年ごとに更新していくんですけども、その3年以上在留資格を持っている方が永住資格を取りたいよということで申請をして法務大臣が認めれば、永住資格者になれるということでございます。

○委員長

例えば、日本に来て3年以上在留資格者は資格を得ても、住んでいるのは、まだ那珂市に1年という人もいますか。

○事務局

います。

○委員長

とういうところやっぱり、38人と93人は、93人は生涯にわたって日本にいることを決意した人ですね。

○事務局

そうですね。

○委員長

38人というのは、なんらかの都合で来ている方ですね。

そこら辺が違うということですね。

そういう意味で前提にしていかがですか。

ご意見いただきたいと思います。

38人の方も住民税は払っているわけですよ。

○事務局

はい。

○事務局

住民税がかかるというのは、基本的に住民登録できる方が基本になっているんですね。

住民登録できる方はどの範囲かっていうと、3カ月適法にですね、法的にきちんと、
手続を済ませて3カ月を超えて、在留する方は、対象になりますから、結構、対象
の方は多いですよ。

○委員長

はい、わかりました。

という訳ですが、いかがですか。

C委員は38人の方には認めなくていいんじゃないかという意見でした。

○C委員

そうです。特に根拠は何だって言われると困るんですけども。

先ほど聞いた中で、3年ごとに更新していかなきゃならないというか、場合によ
っては母国に帰るかもしれないとか、日本に永住するつもりはないかもしれないま
せんよね。

日本に永住するつもりならば、申請をして法務大臣の認可を得て永住資格者にな
るだと思うんですけども、そこまではいかない人だと思うんで、そこまで行く前の
93人でいいかなと、

○委員長

わかりました。はい。

というC委員の意見ですが、それに関して、はいE委員。

○E委員

はい、私もC委員さんと全く同じで、永住外国人93人でいいと思います。

○委員長

はい、そのほかの、皆さんいかがですか。

F委員はいかがですか。

○F委員

私も永住外国人の93人でいいかなと思います。

38人の人に関してはちょっと流動的かもしれないので、はい。

- 委員長
はい、わかりました。
B委員はいかがですか。
- B委員
永住外国人で同じです。
- 委員長
はい、D委員はいかがですか。
- D委員
私は初めから外国人はいれない。
- 委員長
18歳19歳と同じことになりますね。
- D委員
実は、私の隣は、その方がいらっしゃるんですね、ゴミ出しとかはやります。
ただ、それ以外のつき合いをやってませんから。
家は隣ですよ、塀を挟んで。
その方まで投票権をもらって、住民投票例えばできるとしても、それは私は該当外
だろうと思うんです。
- 委員長
ですから38人はいいんじゃないかっていうことですよ。
投票権なくてもいいんじゃないかっていう。
- D委員
我々とのつき合いはほとんどないですね。外国人は。
ですから、そういう方も同じような扱いで、いや、住民投票だけやる必要はない。
- 委員長
いいですか。
67人と26人の方は将来にわたって、日本に住み続けるっていう方なんですよ。
この方にも投票権はなくていいんじゃないかっていうことですか。
- D委員
地元のつき合いをやっていませんから、
- 委員長
つきあいやっていなくても、那珂市住民として生き続けるということです。
- D委員
我々とは別な組織にいるような人間ですから、
- 委員長
交わらないということですか。
- D委員
住民投票までいうと、投票権まで持って参加させる必要ないじゃないかと。
- 委員長

それコストの話と別の意味でもですね。

というちょっと、なかなか埋まらないんですけどね。

ということで、D委員ですね、4人の方はそういう意見なので、どちらかというところ私も認めて同じような形で永住外国人には投票していただいても、十分いいんじゃないかなという意見もありますので、全体的にはそのような意見ということで、今日の段階では、まとめさせていただいてよろしいですかね。

はい、すいません。

そしたら大体、内容はまとまってあと、情報提供の部分がありますが、ちょっとここを説明させていただいてよろしいですか。

エ 検討7 情報の提供について

○事務局

はい、検討7、情報の提供についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

①、協働のまちづくり委員会推進基本条例との関連ということで、那珂市協働のまちづくり推進基本条例第5条に定められている自治運営基本原則の一つに、情報共有の原則があり、この原則に基づく制度として情報公開制度、が位置づけられております。

②、としまして、市長による情報提供と住民との情報共有ということでございます。

投票資格者がみずからの判断に基づき、投票を行うためには十分な情報を得られることが、必要不可欠でございます。

住民は、投票運動など、投票運動団体など、さまざまなツールにより、投票に関する必要な情報を入手することになりますが、市長は市の情報管理する立場において対象となる事案に関する多くの情報を管理しており、住民に対する情報提供という点で大きな役割を果たすものと考えております。

事業計画や予算関係資料など対象事案に関する判断を行うために必要な情報に関して積極的に公開する義務があるものと考えております。

また、住民投票の実施の際には、投票資格者に対する有効な情報提供手段として、選挙時に配布されるような広報が発行されるようなことも必要と考えており、必要発行されることも必要と考えております。

3ページをお開きください。

③公開討論会等の開催、公開討論会等はさまざまな主張を持った人達が一同に会し、活発な議論を繰り広げられることにより、対象事項により、対象事案に対する理解の深まりを期待できることから、住民への重要な情報提供手段であるということが言えます。

④選挙管理委員会を行う情報提供としまして、選挙管理委員会は、住民投票が実施される場合にはなるべく多くの住民が投票に参加できるように、投票日や、投票

所の告知など住民投票の実施に関する積極的な情報提供を行う必要があるということでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

参考としまして常設型52自治体の場合でございます。

①情報提供は行政が行うという自治体が35自治体、情報提供は第三者委員会を設置して行うというのがゼロ。情報提供は行政と選挙管理委員会で行うというのは10自治体。

④情報提供は選挙管理委員会が行うは6自治体。

⑤市民の自発的な情報収集に委ねるが無し。

⑥の規定しないのが、1自治体、大竹市になっております。

簡単でございますが、情報提供についてご説明いたしました。

○委員長

はい、情報提供は当然やるのは当たり前なので積極的にやっていただきたいと思うんですが、特に論点がありますか、その市長がやるとか行政がやるとか、選挙管理委員会がやるっていうのは、どちらかという手法の話なので、やっていただくということで、具体的に例えば公開討論会をして開催しなきゃならないとかそういう具体的な規定を条例に置くことは必要かどうかということありますね。

それは立法的にやっていただいて、あとでまた議論いただくということによろしいですかね。

時間すいません、過ぎてしまって、あと、投票運動について、先ほど結論めいたものは出てますが、投票運動をどうするかっていうことですが簡単にご説明いただいて、最後ここだけやりたいと思います。

よろしく申し上げます。

オ 検討8 投票運動について

○事務局

はい。投票運動についてご説明させていただきます。

検討8の2ページをお開きください。

投票運動に関する規制の内容でございますが、高浜市とか逗子市では、投票運動は自由としつつ、買収や脅迫など一般的な禁止行為は規制している自治体が多く見受けられます。

2ページに高浜市と富士市の住民投票条例と川崎市の住民投票条例のほうを記載しております。

続きまして3ページ、②規制に対する罰則ということで、罰則につきましては、野田市が唯一罰則規定を盛り込んでおります。

唯一、盛り込んでいるところでございますが、ほかの自治体がなぜ規定を設けないのかといいますと、規定を設けない考えとしては、諮問型において罰則規定は不要である。

また、罰則規定があると選挙運動の自由度が低くなるという考え方でございます。野田市の住民投票条例を載せております。

20万以下の罰金ということが記載されております。

はい、6ページを、ご覧いただきたいと思います。

常設型52自治体の場合でございます。

①罰則等を設けるのは無し。

②罰則等は設けず、注意喚起を行うの規定にしてるのが48自治体、

③住民運動は罰則等を設けず署名運動は罰則等を設けるの規定しているが、1自治体、野田市ですね、規定なしは3自治体となっております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○委員長

一般の選挙と一緒にする可能性も出てくる。

先ほどの裁量で一致させることができるということになった場合の投票運動ですけれども、5ページ、6ページに書いてあるような状況で注意喚起を行うという、そういうなるべく、不当なことしちゃいけないとかですね、そういう訓示規定を置くのが、一般的な自治体の例で罰則規定を設けるのは厳しいであろうと、法的にも思いますので、②の方法が主流かなと思います、いかがですか。

特段留意すべき点ありますか、D委員。

○D委員

投票行動で罰則を判定する人がいないとできないですね。

恐らく公職選挙法であれば、警察関係がやるんでしょうが、住民投票はその権限もありませんので、これは、そこは設けなくてフリーにやらせてもらって、いいんじゃないかと、思います。

○委員長

はい、どういうふうに判断するかというと、検察と協議して作るんですね。

まずこの条例作るというときにですね、こういうときには10万円の罰金にしますよって言って検察がですね、検察庁と協議して、法的に大丈夫じゃないかって言った場合に、条例にするんですけど、協議が整わなくても、自治体が10万円以下の罰金とやれば、決まるんですけども、ただやった後で検察が起訴できないとしようがないんで、ということで確認的にやるのが一般的ですね。

ただできない訳じゃないんですけども、余りないですね。はい。

○D委員

やる必要はないんじゃないかと。

○委員長

はい、わかりました。

罰則設けるっていうことは余りないかなと思いますね。

何かあと留意すべき点ありますか、同じ投票日になってしまうこともあり得ることになりましたから、その辺の区別がつかないような状況になってしまうこともあり

得ますね。

だけでも、基本的に訓示規定等で置いて、整備してもらおうということですね、戸別訪問はできますけれども、不当に人を脅迫してはいけない、当たり前なんですけど、当たり前なこと訓示規定で書いている自治体が多いということですね。

いいですか。それについては何か。よろしいですか。

何かありますか。大丈夫ですか。

はい、では時間過ぎちゃいましたが、一応ですね、曲がりなりにも論点は一応触れています。

それで、意見の対立点があったのは結構ありましたので、少しまとめていただいて、後で、次の会には、次の会議は条例案というのか骨格みたいなのができるんでしょうか。

○事務局

はい、今までの検討項目と、皆さん議論していただきました内容を踏まえまして、条例案の骨格というか骨子を作成してお示ししたいと思います。

○事務局

すいません。

今、グループ長が申しあげたんですけれども、次回は、今までの皆さんからご意見出たものをですね、例えば検討項目の中の部分で、もう一回整理をさせていただいて、それで、煮詰まったものを、11月末のところで、確定みたいな形でやっていただいて、議会の報告にも、骨子案までつくらないで、それまでの逐条解説みたいな、この部分については、こういう内容で、取り扱っていきますということで、お示しをして、パブコメの方をやって、ご意見が出た後で、2月の段階で条文化したものをお示しして、皆さんにご検討いただくという方法をちょっと考えておるんですが。

○委員長

はい、わかりました。

次回は11月7日ですよ、7日に事務局からありましたように、論点でまとまった部分、まだにまとまってない部分みたいなのを整理していただいて、資料ができ、そこで確認というか意見交換するということによろしいですかね。

それを踏まえて、第4回定例会あたりに、今、こんなことで検討過程を説明するということですかね、執行部としてですね。はい。

今のスケジュールで特に何か質問ありますか。

よろしいですか。今日はすいません。

長時間でしたがご協力いただきまして、すべての論点を一応すべて触れていただいたことになりましたので、あとまとめていただいて、次回、今までペンディングになったりする部分もあったりするので、もう1回新たな観点から、検討いただくということなんで皆さんにおかれましても、今までの議論もう一回頭の中で整理していただいて臨んでいただければありがたいと思います。

はい、そういう訳で、今日のところは以上ですが何か質問ありませんか。

大丈夫ですか、それでは事務局の方にお戻しいたしますのでよろしく願いいたします。

○事務局

はい、長時間ありがとうございました。

前回のお配りした、日程表によりますと、今度は11月7日金曜日になりますね。時間に関してはやはり、結構押し迫ってきてますので、きょうと同じ1時半から同じこの場所で予定しております。よろしいですかね。

○C委員

はい。わかりました。

○事務局

これでですね、第4回、住民投票条例検討委員会の方を終了いたします。お疲れさまでした。